

議 事 日 程 （第 1 号）

平成27年 9 月10日（木曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成26年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成26年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第11号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 専第12号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
 - 専第13号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第11 議案第54号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第55号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第56号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第57号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第15 議案第58号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第59号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第60号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第61号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第62号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第20 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第 3 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 発議第 1 号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第24 認定第 1 号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 2 号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 3 号 平成26年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 4 号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 5 号 平成26年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第6号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1番 今井美和
3番 桂川一喜
5番 服田順次
7番 安江祐策

2番 今井美道
4番 樋口春市
6番 今井保都

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎
参 事 松岡安幸
村民課長 今井義尚
建設環境課長 小池毅
国保診療所
事務局長 安江良浩

教 育 長 安江雅信
総務課長 安江宏
産業振興課長 樋口章久
教 育 課 長 伊藤保夫
監 査 委 員 安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
次 長 安江由次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成27年第3回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの9日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成27年9月10日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成27年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成27年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成27年6月25日、27年7月21日及び8月27日。

3. 検査の結果 平成27年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類と合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成26年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（服田順次君）

日程第4、平成26年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業振興課長 樋口章久君。

○産業振興課長（樋口章久君）

それでは、平成27年9月10日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村長 今井俊郎。

平成26年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成26年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営について毎年議会に報告することとなっておりますので、東白川村が出資している3つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条の規定によりまして提出をさせていただきます。

なお、提出書類につきましては、去る8月25日に行いました第8回全員協議会で説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

この説明のときにありました、取締役会の上でさまざまな意見で認めてきましたので、それでお願いますという答弁が何回も村長のほうから繰り返されていましたが、実は村長というのは村長個人として取締役会に出席していらっしゃるのか、それとも議会を含めた村民の総意として取締役会で発言されているのかということに対する村長のお考えだけをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

議会の総意というのは、私は外します。しかし、行政執行の責任者として、行政機関の代表としての資格を有しており、その資格でもって取締役会に出席をしておりますので、そういう意味では行政の代表者としての意見を述べております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今の議会については、直接というつもりではなかったんですが、全協等で第三セクターの中身を必ず協議させていただいて、いろんな意見を出しています。直接ではなくても、そのときの皆さんの意見を、必ず取締役会の上で少しでも村長の考えの中に入れていただけるということだけは、どのようなお考えかをちょっとお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

株式会社ふるさと企画等については、議会の代表の方が取締役にはなっておりませんので、その必要はあると思います。

それから、株式会社東白川は御存じのとおり皆さんが株主なので、これは必要はないと思っています。

有限会社新世紀工房については、現在、議長さんが監事として取締役会に出席をされておりますので、監事は議決権はございませんが、意見を述べる必要があるので、そのことは議長さんがおっしゃられるべきかとは思いますが、私どもが議会で答弁した内容については、必要があれば取締役会にそれを私の意見として、議会ではこういう議論があったというお話は常々させていただいております。こういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成26年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成26年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（服田順次君）

日程第5、平成26年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の報告を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成27年9月10日、東白川村議会議長 服田順次様、東白川村教育委員会教育長 安江雅信。

平成26年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成26年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は所管をします事務事業について点検評価を行い、それを議会の皆様へ報告するものと定められておりますので、その規定に基づいて報告をさせていただきますものです。

なお、報告及びその説明につきましては、先般、8月25日の議会全員協議会におきまして報告書を提出させていただき細部説明をいたしましたので、本日は省略をさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成26年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について説明いたします。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に説明をさせていただきます。

1. 第39回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成27年9月13日、議員全員。
2. 小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成27年9月19日、議員全員。
3. 日本で最も美しい村臨時総会10周年記念大会2015フェスティバル、他市町村との交流及び議員の研さんに資する、長野県木曽町、平成27年10月2日、3日、議員全員。
4. 第39回全国育樹祭、産業の振興及び緑化推進に資する、揖斐川町、平成27年10月11日、議員全員。
5. 第13回東白川村老人福祉大会、老人福祉に資する、小学校、平成27年10月18日、議員全員。
6. 東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成27年11月3日、議員全員。
7. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成27年11月7日、安江祐策。
8. アウトリーチフォーラム事業（クラシックコンサート）、教育振興に資する、はなのき会館、平成27年11月7日、議員全員。
9. 秋フェスタ'15、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成27年11月15日、議員全員。

以上です。

下段の既に議長決裁により議員を派遣したものでございますので、報告は読み上げませんが、目を通しておいていただきたいと思います。以上で、議員派遣の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項

について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、白川茶の農地の今後について質問をさせていただきます。

村の基幹産業の一つである茶業では、特にここ数年、価格の低迷、凍霜害、肥料価格の高騰で、茶農家では肥料代を賄うことさえできない農家がふえ、組合を脱退する人がふえてきております。

こうした中で、今後もこのような状況が続けば、組合存続の危機的な状況にもなります。村にとって、こうした農地がふえていくことで荒廃地がふえ、景観が損なわれていくことにもつながります。早急に対応を考えなければならない時期に来ております。

これまでは白川茶としてのブランドを守り、良茶の生産に努力をされてきました。工場の規模は管内で最大であり、効率のよい経営を行っていくためには、それに見合った生葉の受け入れ量が必要ですが、現状は茶業収益の悪化、生産農家の高齢化などの原因もあって茶業経営をやめるケースも多く、茶園面積は減少傾向にあるのが現状であります。

平成元年には生産戸数が457戸あったものが、平成25年には東白川製茶108戸、五加製茶60戸に減少をしてきております。共販所の平均単価も、平成元年2,716円、平成25年では2,241円という低い価格になっているのが現状であります。平成24年、25年と2年連続で大規模な凍霜害に見舞われたこともありますが、荒茶の品質がよくなっているにもかかわらず、共販所に出荷しても入札されないという状況が2年続き、入札に至らなかった在庫のお茶が10トンあるなど大変な状況が続いております。村では、生産時期がおくれ、早くの共販に出荷できないこともあって、価格も低くなっております。さらに、若い世代の人たちが急須でお茶を入れることが非常に少なくなり、お茶の需要が伸び悩み、販売価格も年々落ち込んでおります。

今後、この白川茶の生産を守っていくのか、新しく村の特産品をつくっていくのか、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

どちらにしても、大変難しい問題であると思いますが、荒廃農地をふやさないためには、農

家が意欲を持って取り組めるよう、茶園の再利用や、かわって茶園を管理してくれる人たちへの特段な支援体制などを整えることと、在庫茶の早急な販売の確保など、努力することが重要であると思います。その点も踏まえて、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口議員の質問にお答えをします。

御質問のとおり、白川茶の販売量、平均単価がここ数年大きく下がり続けています。平成7年度と平成27年度の数字の比較を行ってみますと、東白川製茶組合の販売量では29%に、五加製茶組合では34.7%に落ち込んでいます。また、同年の比較の販売金額では、東白川製茶が24.2%、五加製茶が24.5%に落ち込んでいます。販売量、販売金額で平成7年当時の3割弱と、大変な勢いで減少している状況でございます。

これは消費者の嗜好の変化と、お茶の販売について大きな変化が生じており、葬儀の際のいわゆる香典返しの市場も競争の激化と多様化が進んでいることも原因の一つと上げられます。また、卸売や小売の業界においても、消費の低迷から在庫の減少や低価格での仕入れなど、売れない事情についてはいろいろ推測できるわけではありますが、問題は、そうした市場の動きにいち早く気づくべきであった生産地の対応がおくれているところにあると考えているところであります。

その結果、御指摘のとおり、共販会に出品しても入札にかからない保留茶が13トン程度あると聞いてございます。しかしながら、ここで白川茶を絶やすわけにはいきませんので、茶業振興会、東白川製茶組合、五加製茶組合と協議しながら善後策を検討中でございます。

先日、中山間地直接支払い事業の説明会でお茶に関するアンケートを行いました。アンケートは、来年のお茶畑の管理についてどうしますか、5年後のお茶畑の管理をどうしますかという形で、簡単なアンケートで行いました。アンケートは、農地調査へ参加した方のみでしたので、回答率は54%でした。

その中で、来年は85.4%、5年後については63.4%の方が自分または誰かでお茶畑の管理を行いたいとありました。5年後の工場別では、東白川製茶組合が61.1%、五加製茶組合が80%、こういった方々が自分または誰かでお茶畑の管理を行いたいとありました。

両製茶工場とも、自動機械を更新したばかりですので、投じてきた経費が無駄になるということのないよう、施設を利用しながら経費、コストの縮減等について、組合とともに検討してまいりたいと考えております。

また、作物の転換については研究段階であり、サカキ、マサカキ、ジネンジョ、クリ、ブルーベリー等の作物について、土質、気候、日照等、この村の条件に合ったものかどうか研究中でございます。

約13トンの保留茶については、PR茶、見本茶でございますが、これを作成し、新世紀工房、ふるさと企画、村により約3,000通のDM発送により注文を聞き取りするようなことを、今月15日に

発送を行うよう準備を進めております。ダイレクトメールによる販売だけではなく、常日ごろから見本茶の販売も行っております。今後、岐阜生協様や愛知県共済様、その他関係団体などへのトップセールスも展開する予定です。これで全数量が販売できないとは思いますが、少しでも販売が進み、工場経費に充てられ農家へ還元できればと考えているところでございます。

また、中国での販売会の情報をいただきましたし、県が進める知事のトップセールス、「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」への参加案内もいただいております。こういった海外輸出も夢ではなく、身近なものとなってまいりました。この輸出販売については、茶商会、生産組合、こういった方々と一丸となった形で行わなければならないと考えておりますので、今後協力して検討してまいりたいと思っております。

行政が支援することについては、税金の有効な投入であるかどうか、公平性は担保されているかどうかなど、よく検討する必要があります。まずは今までの経過から判断すると、茶業振興会、そして東白川製茶組合、五加製茶組合、村内茶商の皆さんが現状と将来をしっかり把握と展望を行い、どうしていきたいなど、方向を決めていただきたいと考えております。

そこで、御指摘の保留茶の対策も含めて2回の会議を私からの招集で開催し、今後の組合の方針を組合員とともによく検討していただくようお願いしているところでございます。もちろん、それらの話し合いにも行政もしっかりと参加させていただき、対策を立てていく所存であります。

茶を取り巻く市況は、残念ながら奇跡的に過去のように回復することは望めないと考えております。したがって、これからの市場のニーズ、すなわち消費者のニーズに合致した販売方法や商品開発、生産方法の改革、組合運営方法の改革などを速やかにかつ的確に実施する必要があると考えております。

以上で、私の答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

既に、何度か製茶組合と振興会との話し合いを持たれたと。これは組合のほうから要請があったのかなというふうに思っておりましたら、村長のほうから要請をかけたということでございましたけれども、いずれにいたしましても組合員数は減少をしていく中で、また管内でも随一の規模を誇る工場の管理が今後非常に難しくなっていくというふうに思います。

現在までに村が支援をされてきた状況を、もっと支援を拡大されないと白川茶の存続はないんじゃないかなあというふうに思いますので、より一層の支援をしていただきますようお願い申し上げますとともに、それから茶業をやめられた農地につきましては、荒廃地がどんどんふえていく。サカキあるいはブルーベリーなどを研究・検討しておるということでございましたけれども、この段階は本当に早急に結論を出していただかないと荒廃地がふえてまいりますし、先日の少年の主張大会の折に村長も同席をされましたので、子供たちの声からも今の環境を守ってほしい、景観を守っ

てほしいというような大変な声が出ておったことは村長も承知をされておると思いますし、その点からも何とかこの景観を守っていくために努力していただきたいと思います。

それから、村内の至るところで、これも茶業の不振からであろうと思いますけれども、太陽光があちこちに見受けられるようになった。行政として指導をするとか、どうこうすることはできないと、非常に難しいと思いますけれども、これについても私は景観を危惧するところでございますけれども、村長、どのようにお考えになっておるのか。少しでも収益が上がるようなものがあれば、こういったこともふえてくることはないだろうと思いますので、この点も含めて再度お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

茶業振興の支援については、今答弁させていただいたように的確な手を打たないと大変なことになるという認識は議員とも共有できるところでございます、いま一つ生産者の方々に現実が伝わっていないのではないかという危惧を持っておりまして、そういうことで各組合には組合員としてしっかり話し合っていただきたいし、現状もお知らせをして、市場に合った対策を立てないといけないのではないかとこのことを先般の会議でもお話しして、2つの組合とも秋の間に役員会、あるいは個人懇談等をやっていただける、こういう運びになろうかと思います。まだいつそういうことをやるかという報告は受けておりませんが、確実に両組合長にお願いをしてありますので、その中で支援策の的確な方法を考えていく必要があると思っております。

ある程度、優秀なお茶を市場に合った形で生産して販売する形をとれば、東白川のお茶の生産高は販売できるというふうに考えていきたいと、このように思っております。

ただし、やはり高齢化が一番大きな原因かと思いますが、経済性等もあって、やはりお茶をやめるという方も何%かあるということは当然のことです。それらの方について、今御質問があった景観の保全ということ、あるいは自然の保全ということについてもしっかりと対策を立てなきゃいけないということで、経済作物がすぐ見つかって、それが農業として展開できるのが一番いいわけですが、その道も当然ながら模索をいたしますし、景観整備という観点である程度ゾーニングをいたしまして、生産の茶畑と景観を維持するための茶畑というようなことでゾーニングをしっかりと行って、それぞれについて対策を立てていく必要があると思っております。

特に、美しい村の加入のときに、美しい茶畑、それを生産する人々の営み、これが東白川の資産であるということになっております。これを守ることは、美しい村であるための必須条件でございますので、そういった観点でも農地の保全についてはあらゆる手を尽くしたいと思っております。

次に太陽光発電、これは議員もおっしゃったとおり、経済行為で行われますので、これを村が条例等で規制するということはなかなかできないというふうに考えております。

最近、四国の四万十川では、これについても条例化ということを新聞報道で見ましたけれども、

この村にあっては観光と産業と農業とのバランスを考えると、なかなか難しい話であると思って新聞記事を読んだところでございますが、太陽光発電については当然ながら農業委員会のほうへ農振地域の除外地申請というのが手続でありますので、適正に処理されることについては適正に許可がおりていくということでございます。

ただ、村民の皆さん方にも、太陽光発電は国の政策で、自然エネルギーということで推進をされておる事業ではございますが、固定資産税が上がるとか、こういったこともしっかり考えていただいて、転換なり事業実施をしていただかないといかんのかなあということで思っておるところでございます。しかし、いずれにしても個人の土地を個人が自由に使える、法律にのっとって使われることについてはいたし方ないかなと思います。

ただ、1点、今考えておりますことは、美しい村のお話をさっきしましたが、白川茶発祥の地という看板がかかっております五加の蟠龍寺跡のあのゾーン、これについては条例で縛るわけにはいきませんが、地権者の方と五加茶生産組合の方と話し合いをさせていただいて、ここについては茶畑であってほしいということで保全のための予算も割いて、現在も割いておるところですが、話し合いをして、美しい村のビューポイントとして保存していく何らかの措置をしたいと今準備を進めており、協議を始めておりますので、ああいったところについてはしっかりと保全をする考えであります。

以上で答弁といたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ただいま日本で最も美しい村連合への加盟の件について、村長が答弁をされたわけでございますけれども、実は来年、再審査を受けなければならない年になってきております。

それで、じっくりと腰を据えてこの問題に取り組んでいくというわけにはまいらないと思います。どういった審査をされるのか、ちょっと私にはわかりませんが、非常に今度から審査内容も厳しくなってくるというような、北海道の美瑛町へ行った折に聞きました。

ぜひとも再審査をクリアできるような状況に持っていっていただかなければならんと思いますので、早急な行動に出ていただきたいと思いますので、この点を再度お聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

美しい村の審査については、来年度あるのか再来年度になるか、まだ決まってはおりません。

確かに審査基準を厳しくして、クリアする内容については若干難しくなったというか、レベルが上がったということは聞いております。

このことについては、御質問いただいておりますので全員協議会で資料を提出させていただくことにしておりますが、早急にということでございます。当然ながら、先ほどの茶業の状況を見ますと、来年のお茶をどうするかということがまず最優先の課題でございますので、悠長なことはしておれないと十分認識しておりますので、これについては先ほど来答弁しましたように、生産者の方、あるいは茶商の方、組合の運営の方、運営について全ての関係の皆様方との合意の上での事業を進める、こういう覚悟でございますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

〔1 番 今井美和君 一般質問〕

○1 番（今井美和君）

介護保険料について質問いたします。

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り自立した日常生活を営み、人生の最後まで人間として尊厳を全うできるよう社会全体で支える仕組みで、その財源となる介護保険料は、40歳から介護保険に加入し、納めます。

村は昨年度までの介護保険料の基準額が3,000円、しかし今年度、4,700円と大幅に引き上げられ、村民の皆様の負担が大きくなりました。なぜこんなに上げたのか、なぜ上げなければならなかったのかと村民の皆様の不安と不信の声が上がっております。

介護保険料は3年ごとに基準額が見直されており、平成12年は2,200円、平成15年は2,500円、平成18年は3,000円となり、昨年までの8年間3,000円から引き上げなしでした。基準額3,000円は全国的に見ても低い金額であり、村民にとってはうれしいことでしたが、ことし1,700円増、高齢化で保険の利用者が増加することはわかっていたことで、10年後、20年後を見据えて、少しずつでも基準額を上げて負担していただければ、今こんな負担を大きく感じることはなかったと思います。

村は広報などで村民の皆様に説明をしておりますが、まだ理解されていないこともあります。基準額が大幅に上げられた理由と、なぜ2回の見直しの際、増額しなかったのか、村長に伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の質問にお答えをします。

今年度から介護保険料の基準額が3,000円から4,700円に大幅に値上げしたことについての質問でございます。

村民の皆様から、なぜこんなに上げたのか、なぜ上げなければならなかったのかについて御質問をたくさんいただいたということでございますが、このことについてただいまからわかりやすく説明をしたいと思います。

介護保険料は3年ごとの見直しが義務づけられており、介護保険運営委員会での審議を行い決定

されます。その算定方法でございますが、まずその当該3年間の標準給付見込み額を算定いたします。今回の場合、平成27年度から3年間でございます。この算定については、過去の実績、介護保険を取り巻く情勢などを勘案するわけでございますが、あくまで推定金額となります。

過去3年間ごとの給付実績でございますが、平成15、16、17年度の3年間は、およそ5億4,970万円、平成18年、19年、20年度の3年間は5億8,480万円、平成21、22、23年度の3年間は5億6,480万円、ところが平成24、25、26年度の3年間は7億9,370万円とはね上がりました。

この主な理由は、平成24年度から「みまもりのわ」支援活動など、村民の皆様への介護サービスを充実する活動が促進されたことにより、要支援や要介護の認定を受ける人がふえたことと、要介護度の高い方も多くなったと分析をしております。

そこで、平成27、28、29年度の3年間はこの推計を9億4,500万円と見積もりました。これは白川町に地域密着型介護老人福祉施設が新設され、本村の割り当てが4床あるということや、地域支援事業費等が増加されると予想したためでございます。

この事業予想総費用額に、国が定める給付費負担割合の係数を掛けるわけでございますが、この係数が平成15年を基点とする3年間は23%、平成18年度を基点とする3年間は24%、平成21年度を基点とする年度は25%と順に上がってきておりました。しかし、政治的な要因もあって平成24年度を基点とする3年間は21%に下がっておりました。

今年度からの3年間は、この数字係数が22%と決められました。この数字が高いほど、介護保険料計算の基礎となる数字が多くなるわけでございます。掛けた数字に調整交付金や準備基金取り崩し額を差し引きしまして、保険料で収納する必要額が算定されます。この数字を被保険者数で割りまして、98%の収納率を掛けて得られた数字が月額4,700円ということでございます。

つまり、今回4,700円にしなければならなかった理由は、1つ、給付見込み額が前年度対比で約20%もふえる予想であること。2つ目に、国が65歳以上で負担しなさいよという割合が、先ほどの係数でございますが、一旦下がり傾向であったのに再び上がり傾向で22%となったこと。3番目に、前期は基金の繰入額の予定が1,515万円であったものが、今期は420万円しか見込めなかったことによるものであります。こういった給付費の伸びに対して、平成24年度、25年度、26年度については3年間で3,400万円ほどの基金の繰り入れを行い、基準額3,000円を維持したことになります。

基準額が4,700円になったわけや計算方法については、ただいま説明したとおりでございますが、なぜ過去に見直しを行わなかったのかという質問への回答としては、基準の3年間でかかる経費はその3年間で負担すべきであるという基本的な制度設計があると思います。また、基金がある程度あった間は3,000円で据え置きしたほうが喜ばれるという考えもあったかと思います。

将来については、この基準額が10年後は8,000円になると予想をされております。これを抑えるために一般財源を介護保険に繰り入れて保険料を抑える、こういったことも考えられるわけですが、これらはいろいろな問題を含んでおり、介護保険のあり方そのものについても今後議論が必要になると考えております。

今後上昇が予想される保険料を今から少しずつ多目に負担していただいております、急な値上がり

の分を抑えるという考えについては、保険料の算定方法が今説明したとおりですので、あくまで3年間の給付予想額を正確に推計していく必要があると考えております。

このことについての広報については、介護保険料改定のお知らせを4月に各自治会長配付でお配りをしております。また、保険料の仮算定の通知と本算定の通知には、こういった介護保険料のしおりを同封しております。しかし、内容が大変複雑であり、なかなか御理解が得られなかったことと反省はしております。今後は、集落座談会など直接村民の皆様説明する機会をふやしていく所存でございます。

最後に、村民の皆様から不安と不信の声が上がっているという御指摘でございます。将来への不安というのはよくわかるわけですが、行政に対する不信の声というのは非常に残念に思います。住民の皆様の信頼が得られる行政に一步でも近づけるよう、職員と一丸となって今後とも努力することをお誓い申し上げまして、私の答弁といたします。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

村長の説明で、介護保険料が24年度まではずっと5億円だったのが、26年になったら急に7億行ったということで、その理由が介護サービスが充実したからということで、介護保険料が全国的に上がっていますので、基準額が上がることはこれからは仕方がないことだと思います。

村が急に3,000円から4,700円ということになると、村だけが上がったような、高くなったような気がいたします。近隣の市町の基準額は一体どれくらいなのか、参考のためにお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

実は、NHKのテレビで東白川村の上昇率が非常に高い位置にあるという報道がされたために、余計村民の皆さん方には東白川村は高いというようなイメージがついたのではないかというふうには思うわけですが、現実、県内の数字をお話ししますと、一番安いのは富加町さんで4,300円でございます。これに続いて、山田市、郡上市、東白川村などが4,700円ということで、金額で言いますと県下では2番目に安い金額でございます。

管内近くでは、白川町は5,300円、七宗町は5,200円、川辺町は5,500円、大きな市で言いますと、中津川市が5,100円、美濃加茂市が5,200円、高いところでは、白川村が5,900円、一番高いところが揖斐の広域連合で6,000円、これがこの第6期の現実でございます。

そういうことで、一遍に上がったということが非常に村民の皆様にはショックといいますか、先ほどのように不安ということになったと思いますが、一生懸命抑えに抑えてきた結果3,000円でやられたのが、どうしても今回の3年間は上げざるを得なかったということで御理解いただき、今後

とも介護保険のあり方については適正な運営をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

大切な介護保険料です。介護保険を理解することで、介護保険を使わず健康な高齢者がふえていくような取り組み、また村民の理解が十分に得られるよう、今後とも説明等を十分に行っていただきたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

6 番 今井保都君。

〔6 番 今井保都君 一般質問〕

○6 番（今井保都君）

それでは、茶業振興について質問をいたします。

ことは猛暑、そして戦後70年の節目の年でありました。平穏な生活を送るにはどうしたらよいか、人それぞれに考えがあらうかと思いますが、お互いに思いやる心を持って対応していただき、平和であることを願うものです。

さて、村の茶業振興について伺います。

村の産業である農林業、特に農業生産を中山間地域で発展させるには、あらゆる努力を必要とします。今日まで村のいろいろな政策、指導のもと継続してまいりましたが、このところ高齢化が進み、どこまで持ちこたえられるか限界状態となってきたように見受けられ、心配するところです。特にお茶につきましては、ここに来て価格も安く、生産過剰でもないのに売れない状況となっております。

J A組織の白川茶連が共販の仲介を行っているわけですが、果たしてその役割を果たしているのでしょうか。白川茶連のあり方が問われていると存じます。農業所得の向上のためには、行政とJ Aが一体となって取り組むことが不可欠です。ここに来て、ライスセンターの建設も行政とJ Aが一体となって取り組むことでめどが立ったようでございますので、何よりと存じます。また幸い、集落営農組織がスタートして明るい展望も見えてきました。今のところ、米づくり主体の組織ですので、他の作物にも発展することを期待するところです。

特にお茶について、これからの発展のためにどのようなことをお考えか、村長にお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

白川茶にとっては本当に厳しい時代に突入しており、最大のターニングポイントと考えておりま

す。

今回、茶農家さんを対象に行ったアンケートについても、もう少し精査をし、今後も生産すべき茶畑、景観を守るための茶畑、転用し里山を保全する茶畑と大きく3種類程度にゾーニングし、白川茶の生産、白川を含めた景観、里山のよりよい環境整備、それぞれ推進すべきゾーンを的確にすべきと考えております。

平成26年度の耕作放棄地対策事業での農地流動化奨励金の実績を見ますと、60名の方が378筆、農地面積で37.6ヘクタールの農地を守っていただいています。そのうち、茶畑についてみますと、31名の方が359筆、22.3ヘクタールの茶畑を守っていただいております。この中には、東白川製茶組合ほか茶生産組合、新世紀工房といった法人も含まれています。

立ち上げを計画しています農業公社においても、こうした耕作放棄地対策での農地の集約を推進したいと思っています。また、個人の農家の方でも6.7ヘクタール、あるいは2.7ヘクタール、2.3ヘクタールといった面積を守っていただいている方もございます。将来的には、先ほど説明しましたゾーニングした生産推進ゾーンで茶畑管理をしていただければと思っています。

農地の保全については、このような考えでおりますが、白川茶の生産販売については、先ほど樋口議員の御質問にお答えしたとおり、茶業振興会、東白川製茶、五加製茶の2つの組合、村内の茶商の皆さんが現状と将来をしっかりと把握と展望を行い、どうしていきたいのか方向を決めていただきたいと考えております。

茶を取り巻く市況は、残念ながら奇跡的に過去のように回復することは望めないと考えております。したがって、これからの市場のニーズ、すなわち消費者のニーズに合致した販売方法や商品開発、生産方法の改革、組合運営方法の改革などを速やかに、的確に実施する必要があると考えています。

議員御指摘のとおり、白川茶連のあり方についても私も同じ考えであり、今後、白川町とも協議をしていく必要があると思っています。

以上で答弁とします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今、本当に白川茶が窮地に立たされております。

6月24日にJAめぐみのさんの第12回の通常総代会で、JAグループは農業者の所得増大、それから農業生産の拡大、地域の活性化を基本目標として5年間取り組むという方針を打ち出しております。過去には、白川茶が白川管内におきまして、白川の業者が倒産した、そんな経過もあります。その折に、茶連の要請でそれぞれの組合が一丸となって支援した過去のこともありました。

今回は、その逆の現象が起きているわけですがけれども、村の茶生産組合、それからまた行政、組合が設置した東白川村茶業安定化基金、これで何とか今現状は持ちこたえているというふうに私も

認識をしております。

J Aさんも農業者のための組合です。何らかの支援があってもいいのではないかと、そういうふう
に思っております。それから、白川茶が今後このような状態が続くのであれば、行政、それからま
たJ A、組合、各生産組合の方々が海外戦略も含めて今後の対応をしていただいてはどうかという
ふうに提案いたします。

県は牛肉を初め農産物の海外戦略も進めております。中国には駐在員も見えるということをお聞
きしております。県の支援・指導も仰いで、総合的にちょっと見直して戦略を進めるべきではない
かと提案するわけですけど、村長の考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

J Aさんの茶業振興に関する考え方については、まだそういったテーブルについていないのが現
状でございます。茶連のあり方についても、可茂の茶業振興会、会長は白川町長でございますが、
こういった場で協議をしていく必要があると考えております。

それから、海外戦略については御提案をいただきましてありがとうございます。ちょうど民間の
方から、中国で大きな展示会があるので出展をしてみないかという提案をいただきましたので、先
般、議員御出席の会議でその内容を茶業振興会の席上でお話ししたところ、茶業振興会としても市
場開拓ということと市場調査ということで出展してもいいのではないかという回答をいただいてお
りますので、10月の当初という日程で、中国天津市の近くであるということでございますが、いろ
いろ協議をしております。

しかし今、中国と日本との貿易協定のところでは、ジェットロに確認をしましたところ、まだ輸出
が許されていないということで販売することはできない。見本として提示をする部分にはいいよと
いうような調査結果を聞いております。中国についてはそういう状況ですので、すぐに市場開拓と
いうわけにはいきませんが、海外戦略についてはいろんな情報を収集することも大事でございますし、
県の指導もおおぎながら、アメリカあるいはヨーロッパ等に対して、これから戦略も必要かと思ひ
ます。

ただ、東白川村が単独でやっておっても、なかなかこれは事業成果が上がらないということも考
えられますので、先ほども言いましたように白川茶の振興ということになれば、もう1つ大きい枠
組みの中でこれをやるべきであろうと。県も、そうでないとなかなか対応がとれないのではないか
なというふうに考えております。

いずれにしても、先ほど来申し上げましたように、市場に合ったお茶を生産して、消費者が求め
るお茶を求められるところへどうやってお届けするかと、こういうことを考えて、私は、新世紀工
房が約1億ほどお茶を売っているわけございまして、直接消費者に売るほうへ営業戦略を切りか
えております。このことを大事にして、白川茶のファンを少しでもふやして、東白川でとれたおい
しいお茶、安心・安全なお茶をPRして、お茶を売っていく戦略に切りかえる必要があるんじやな

いかと、このように私は思っておりますが、先ほど言いましたように、生産者の方、そして茶商の方々がどう考えられるか、この御意見も聞いて早急に対策を立てて、しかし農地を保全するという観点も必要でございますので、非常に重要な課題として捉えております。

御提案いただきましたことについては、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

答弁は結構でございますけれども、やはり村民の農業所得を上げることは村民の経済が安定することになって、自主財源が保たれるということは、村民の所得向上が一番のポイントになるかと思えます。

農業所得が向上するためにも、また村の発展につながるためにも、ぜひお茶に対しての施策を早急に検討して、村民の農業所得が最低でも上がるような政策を期待して質問を終わります。

○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩としたいと思いますので、よろしくお願いします。再開は10時50分からとしますので、よろしくお願いします。

午前10時42分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、会議を再開します。

2 番 今井美道君。

〔2 番 今井美道君 一般質問〕

○2 番（今井美道君）

本日は、防災意識の向上と木造住宅の耐震診断の推進についてを質問いたします。

8月30日は、本村でも安否確認を防災無線の利用を含む総合防災訓練が行われました。一歩ずつですが、中身の濃い訓練になっているのではないかなあと思われています。

さて、私たちの住む日本は、世界のほかの国に比べて、気象、地形、地質など、自然条件から地震、台風、洪水、火山噴火、土砂災害などの災害が起こりやすく、これまでもたびたび大きな災害に見舞われています。災害は忘れたころにやってくるという言葉もありましたが、最近は忘れる間もなく日本中でいろいろな災害が起きております。本日は、また関東のほうでも大きな災害が起きております。

一般に災害被害の軽減は、自助、共助、公助の効率的な組み合わせで実現されると言われます。また、平常時、災害時、災害発生後の部分において分類されるのですが、きょうは自助の平常時、いわゆるふだんからの自分の命は自分で守るという備えの観点で質問をいたします。

阪神・淡路大震災、東日本大震災においても、地震直後、崩れた家屋、倒れてきた家具やテレビなどの下敷きになり短時間のうちに亡くなった方が多く見えます。日ごろから、家庭での備蓄品の準備、決め事の相談、家具などの転倒防止作業、そして住宅の耐震診断の上の耐震補強など、防災意識を高め備えておくことが非常に大切です。

しかし、住宅の耐震化を促進するためには、さまざまな家族構成や生活形態によって課題が多くあります。地震が来ても、自分の家だけは大丈夫と思われている方、補強工事にお金がかかること、補強の効果が信用できない、誰に頼んだらいいのかわからない、耐震化を支援する補助制度を知らないなどです。

岐阜県の事業で、平成18年度から27年度の10年間を計画期間とする岐阜県耐震改修促進計画並びに木造住宅耐震診断事業、木造住宅に係る住宅耐震補強工事補助金の事業を受けて、東白川村は同事業の事業主体であります。御自宅の耐震性能がどういう状態で、どのようなところに地震に対する強さ弱さがあるのかを、国、県、村の補助を受け専門家に無料で診断が受けられる制度があります。

しかし、事業者の実績が余りないのか、広報も足りないのか、今年度の予算にも耐震診断1件分の委託料の4万7,000円が計上されているだけです。1件しか診断を希望される方がいないという予測でなく、より多くの村民の方に啓発活動を行い、1人でも多くの村民の方が自分の命は自分で守るという自助努力のための公助、努力される方への補助でなければならないと考えます。

村民の方に公表されています「東白川村揺れやすさマップ」、「東白川村危険度マップ」、このパンフレットの右上に事業案内は載っておりますが、この2つの事業の実績と、今後この事業の積極的な周知を予定されるのか、対象件数が増加した場合の対応をどうされるのか、村長のお考えを伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをします。

防災の重要性については、言うまでもなく村政運営上の重要課題の一つとして認識をしており、自主防災会の再編や消防団の強化、防災備蓄倉庫の設置、防災備蓄品の整備等を実施しているところであります。

さて、御質問の建物の耐震診断についてでございますが、実績を申し上げますと、平成17年度から平成20年度まで、自己負担が2万円必要な制度でしたが、毎年2件の実績となっております。平成21年度からは自己負担が要らなくなってきましたが、21年度は2件、22年度から24年度までそれぞれ毎年1件で、25年度はゼロ件、26年度は1件という実績でございます。この10年間で14件ということになってございます。

この事業の啓発活動でございますが、毎年5月に村の広報紙とCATVで広報しているほか、平成19年度には事業費346万5,000円をかけて、議員御指摘の「東白川村危険度マップ」と「東白川村

ゆれやすさマップ」を作成し全戸配付いたしました。これらがそのときのものでございます。

次に、東海地震、東南海地震の発生が危惧され、その対策が喫緊の課題となっている中、岐阜県では耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化促進に取り組んできており、さきに述べましたように、平成21年度から耐震診断の無料化や補強工事への支援の要件の緩和等により使いやすい制度への見直しが図られております。しかし、十分に活用されていないのが現状であります。

この耐震化の重要性を認識していただき、耐震診断制度を周知するために、岐阜県建築士事務所協会から派遣された木造住宅耐震相談士による各戸巡回説明を行う耐震啓発ローラー作戦を平成22年度から実施しております。この実施について、説明会開催の希望を募ったところ、大明神と黒淵から申し込みがあり、耐震相談士とともに平成22年度に大明神66戸、23年度に黒淵40戸の巡回説明を行っております。また、平成24年度には栢山、黒淵の100戸に対して広報資料の配付を行っております。

一方、建物耐震補強工事は、平成25年度に2件、26年度に1件の申請がありました。しかし、申請者の事情で、全てが見送りまたは取り下げとなっております。耐震補強工事は、いろいろな計算方法がありますが、おおよそ200万円から350万円程度かかると思われます。現在は、上限で対象工事費350万円の場合、155万円の補助が行われます。このうち村の負担金はおおよそ25％となっております。

今後、この事業の積極的な周知についてですが、総合防災訓練の想定どおり震度6弱の地震がこの村で起きた場合、全壊家屋228戸、半壊家屋555戸、合計783戸が被害を受けると予想されております。この数字を考えるに、より一層の防災意識の啓蒙は大変重要と考えております。

19年度に作成した先ほどの2つのマップも古くなってきており、最新版を作成し各戸配付も実施したいと考えております。また、このことに対する啓発活動も、有効な方法を検討してまいりたいと考えております。

耐震工事は平均200万円かかるとして、先ほどの783戸が工事を実施しますと約15億6,600万円の事業費となり、25%の村の負担金は3億9,000万円ほどと計算上はなります。一度にこれだけの申し込みがあるとは考えられませんが、今後、耐震診断、耐震補強工事をもっと要望をふやす努力を行い、予算もそれに応じて確保してまいる必要があると考えております。

以上で答弁いたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

岐阜県の木造住宅の無料診断の事業の数字は、今ちょっと出てこなかったのですが私のほうから申しますと、岐阜県では21年度1,433件、22年度1,540件、23年度2,266件、24年度1,846件、25年度1,186件、予算的には毎年3,000件分、3,400万以上がこの無料診断に予算として計上されています。

この実績でわかってくるのは、予算も使い切っていないし件数もそこまで届いていないんだけど、

毎年予算や件数が減らされてないという事業なんですね。なぜかというのは、住民の生命にかかわる大切な事業であって、事業計画に基づいて10年間で、27年度末で9割を耐震化するという県の目標、国の目標の上で、目標達成のため計画事業に基づいているのでこれだけの予算がずうっととられてきたということだと思うんですが、東白川村は昨年度の実績1件だから、予算も1件ですということだと思うんですが、先ほど申しましたようにこの事業自体は27年度で一応区切りということになっておるんですが、27年度の当初予算の予算要求資料によりますと、無料診断、耐震化補助、どちらの事業も来年からということですから、方向性としては必要ではないかということが書いてあるんですが、このあたりについて、来年からこの事業が県も国も引き続きやっていくのかということについて、県のほうから情報は得られているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

情報については、私のところへはまだ届いてはおりませんので、担当のほうでもしあれば説明をさせますが。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

現在の耐震化推進計画に基づくこの制度でございますけれども、先ほど県のほうにちょっとお話を伺いましたところ、先ほど申されましたように今年度までという規定はございますけれども、来年度についてはまだ未定であるということを聞いています。

ことしにつきましても、継続、継続で来ておるといような状況ですので、恐らく来年も継続という形で行われるのではないかといたした回答をいただいています。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

そういった県のほうの問い合わせをしていただいて、ありがとうございます。

恐らくこれだけ必要性を国も県も考えてみえるので、この事業は引き続きやっていただけるのではないかなということも思いますが、また何かの機会には働きかけをしていつていただきたいなというふうに考えておりますが、先ほど村長が言われたように、全ての木造住宅の耐震化を行われれば一番いいんですけれども、各家庭にはいろんな事情もありますし、また田舎ならではの大きい間取りであったり、石場建ての基礎ということですね。こういった東白川特有の伝統建築の家が多いのも事実です。

こういったことを改修しようと思うと、物すごくお金がかかってくるのも実際には事実なので、いろいろな御家庭ごとの、先ほど取り下げがあったというようなこともありましたけれども、改修

工事についてはそれぞれの考え方があるんですが、まず耐震診断については無料で県のほうもかなり予算を見えていますし、以前、越原のほうではいろんな集会に行つてというようなこともありましたけれども、自主防災会の充実が図られてきていますので、できるだけ自主防災会に投げかけをしてみて、説明に担当者が新しくパンフレットをつくっていただければ持って行って説明をしていただくとか、自治会の集会に担当者が出向いて行って、無料診断事業とか耐震補強の補助事業、こういった丁寧な説明をしていただいて、この制度を利用して耐震リフォームを行ったときには住宅ローンの特別控除であるとか、所得税の特別控除だとか固定資産税の減額などの制度があるということも周知していただいたり、バリアフリーリフォームなどと合わせわざをやっていただく提案だとか、そういったことの説明もあるといいかと思われまますので、先ほどパンフレットの新調を考えていただけるということですので、できればそういった積極的な働きかけを今後どんどんやっていただきたいなあというふうに思いますが、最後に、村長のお考えをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

耐震診断をまず受けていただく、これは自分の家がどんな状態にあるのかということをもまず知っていただく非常に重要なことと考えています。これがとっさのときの避難の判断とか、それから自分の命を守る行動につながるということでございますので、議員御指摘のとおり、啓蒙そして耐震診断をまず受けていただく、これは重要なことと考え、今後とも今以上に積極的にやりたいと考えております。その上で、耐震工事をやられる方についてのメリット等も御説明をして、できる限り耐震化を進めていきたい、こういうスタンスでございます。

先ほどの再質問の折に、予算が少ないことが行政のやる気のある程度示すという部分もあろうかなという御指摘もあるかなと思って感じたところでございます。去年の実績が1件だから1件という考えではなくて、特に診断については、ある程度啓蒙をするならそれだけの予算枠を持っていけると、こういう御指摘であろうかというふうに受けとめましたので、来年度予算については反映をしてみたいと考えております。

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

この村の行政が注目されていることが、今後どう村民の利益につながっていくのかについてお伺いします。

せんだって、情報産業を活用した事業の事例が総務省から表彰を受けました。そのことは素直に喜ばしいことであり、大いに歓喜させていただきました。しかし、それはあくまでも国に対して申請した事業が認可に値するものであったという評価がされたものだとして認識しております。残念ながら、事業の経過や結果に対してではないということです。すなわち、村民に利益があったかどうか

ということは関係ありません。

今回の表彰がきっかけとなり、他の行政はもちろんマスコミ等の民間からもこの村の行政がさまざまな注目を浴びています。村長もその当事者の一人として、村外での公務その他を通じて実感なさっているのではないのでしょうか。ただ、先ほど述べましたように、注目されている点が村民の幸せという結果ではないということを忘れないでいただきたいと思います。

この9月議会は、決算を承認する議会でもあります。私は行政を評価する指針として、何をしたか、どのようにしたかという点だけを評価するのではなく、村が、村民がどうなったかという結果をしっかりと検証すべきだと考えています。同じように、行政や村が外部から評価されたときも、それが目的や手段が評価されたのか、結果が評価されたのか、その検証が大切ではないかと思います。

そこで、行政が注目を浴びている今の状態を今後どのように村や村民のニーズという結果に結びつけていくのか、その展望について、できるだけ具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の質問にお答えをします。

議員の御質問のとおり、フォレスタイル事業が昨年の全国村長サミットでグランプリの村オブザイヤーを受賞したのに続いて、3月には総務大臣賞である地域情報化大賞を受賞することができました。フォレスタイルだけでなく、保健福祉部門では「みまもりのわ事業」が注目を集め、福祉医療関係の専門雑誌に特集記事が掲載され、多くの関係者に読んでいただくことができました。

さて、事業の成果検証については、議員の御意見のとおり、何をどうしたという経過の評価ではなく、事業を実施した結果どういう実績が出たのかという評価が重要であることはもっともな御意見でございます。

このことは現在取り組んでいます地方創生事業においても重要業績評価指数（K P I）を原則として、成果目標で評価するよう求めているところであります。わかりやすく例をいいますと、交通安全講習会を開催し、何人受講したという評価ではなく、結果として交通事故や交通違反が減少した、こういう件数で評価するというところでございます。

さて、質問の本質でございますが、行政が注目を浴びている今の状況を今後どのように村、村民の利益に結びつけていくのか、こういう御質問でございます。

総務省の評価をいただいたことを例にとれば、地方創生事業を推進する上で、あるいはホームページの更新のための専門家派遣について、総務省からアドバイザーを派遣するようお話が来るなど、国の予算で専門家を委嘱できるという財政的なメリットが生じております。

また、この受賞を契機に全国ネットのテレビ番組でフォレスタイル事業や東濃ひのきのすばらしさが紹介されたことにより、テレビを見たという方から住宅建設の問い合わせが関東方面から16件、東海地方から10件、信州方面から3件、近畿地方から5件という問い合わせがありました。成約し

てこそが業績としての評価ではありますが、そのための活動の道が開けたことも十分行政としては評価いただいていることと考えております。

また一例として、最近実施をしました地域おこし協力隊の募集についても、以前はなかなか応募がなかったのが、村が有名になることにより多数の応募があり、結果として選考の幅が広がるという効果がありました。その他、抽象的にはなりますが、職員の意識の向上や、村民の皆様や村出身者の皆様の誇りや励みになるという無形の効果も上がっております。

今後、今注目を浴びていることにより構築できた国や県との人脈を活用して、総合計画にのせております光ファイバー化事業や高齢者福祉施設の建設など、大型プロジェクトの成功に向けての取り組みに大いに活用をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

ただいまの答弁に文句をつけるわけじゃないんですけど、まだ村民の部分へ出てくる前の1 歩手前で、例えば村長が今述べられた注目を浴びたからまた次の注目を浴びるいいきっかけになった、それから国とのパイプがより強化されてきた。これはやっぱり行政と行政との間に行われて、またこれから方法として評価されていく、要は方法が評価されていくという答弁で、そこを今の時点で評価してほしい。確かにそれを評価しないというつもりはありません。確かにこれから方法がより評価されることによって、行く行くこの先に村民の利益がもたらされるであろうという明るい未来は見えるわけですので、それは素直に喜びたいと思います。

そこで、もう1 個ちょっと気になった言葉の中に、励みになっているという言葉がありました。確かに、村の一部に光が当たってそこが明るく輝いている部分というのは、全体としては確かに明るくないよりは明るいだろうという展望が見られるのはわかります。

ただし、1 カ所が明るくなると、今まで明るかったはずの周りが暗くなっていくというのが、舞台の上での照明等でよくありますように、例えば行政ですと、一部が光が当たってしまうために、ほかでも頑張っている行政マンが、どうしても何か自分たちの頑張りが足りないようなイメージがもたらされたり、例えば今回ですと、フォレストスタイルのように1 つの業種が急に脚光を浴びることによって、まるで村の中で頑張っているのがその一部であるような錯覚に陥る。

これは村長は行政マンの代表でもあり、ましてや村民一人一人の代表でもありますので、どこかにスポットが当たったら必ずその影ができてしまう。明るいところができると必ず影ができるということをよく認識していただいて、村長の役割として、外へ向かってはスポットが当たっている部分を十分宣伝していただく。でも、村の中へ向かっては、暗い部分ができていないだろうか、影になった部分ができていないだろうか、そういうところをきめ細やかに別の照明を当てていったり、暗い部分をフォローしていただく、そんなことにぜひこれから気をつけていっていただきたいと思います。

います。

こんなような意見に対して、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

スポットが当たると、当たらないところが影になるという概念、これは理解をできます。当然ながら、議員御指摘のとおり、行政はそういうことがあってはいけないと思います。職員に対しても、そのことについてはみんなで力を合わせてやっていることであって、職員1人のスポットライトのことではないよということを朝礼でしっかりと話をさせていただきました。

いろんなところでいろんな職員が頑張っていることも、当然ながら知っております。先ほど、効果の話でございますが、行政がやる部分と、行政が得られた情報を民間業者が今度は本当の所得の向上とか村内の幸せのために生かす、このための橋渡しをするのが行政でございます。お助けするのも行政の一部分でございます。こういうことは総合的に考えてやる必要がありますので、今回のフォレストスタイルの件については、今受注活動を役場の職員が先週も業者の方と一緒にあって、とりあえず第1回目の訪問活動ということで2班に分かれて営業しております。

そのほか、まだ発表する段階ではございませんが、いろいろな形で経済効果が生まれるような芽が出てきております。これについて、これをしっかり民間の方に情報提供し活動していただく、これが今議員御指摘の村民のためになるということになろうかなと考えています。

今はフォレストスタイルだけの話をしましたが、保健の部門でも頑張っている職員、そして教育の分野でも頑張っている職員はたくさんございますし、そのことが先ほどの村民の皆さんの信頼につながっていけば、これが村がよくなる一番大事なことではないかなと私の認識でおりますので、今後ともそういう方針で村政運営をしてまいり所存でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

重ねるようで申しわけありません。今、行政の中でのスポットの当たっていない部分に、どう村長が配慮されるかということには十分答弁いただきました。

ちょっとここで例え話というか、具体的な例え話になりますけれども、ある土木業者さんが日ごろの努力の結果、多分本日、県の表彰を受けに行っておられると思います。このようなことが起きた場合、村長室へ出向いて報告されるようなものが、たまにCATVで流れることである程度は民間の方にも宣伝されると思います。

例えば、今回のマスコミですとか国等の場合は、行政の目で見てもここを褒めるべきだ、それからマスコミの目で見るとここが注目される、こういうところはあの方たちに任せておけばいいわけでありまして、ぜひ村長に考えてほしいのは、例えば民間の中でも、実は文化においても産業におい

でもいろんな方々がさまざまな場所で表彰を受けておられます。

それをたまたまちょこっと紹介するのではなくて、もっと積極的に村の中で紹介することによって、意外と東白川というのは全国的に見ても民間も活躍している、あの人もこの人も活躍しているというのをもっと積極的に広報等を通じて宣伝していただけないかということを希望しまして、その展望について最後にお伺いして質問を終えたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今御指摘の点については、私も常に留意しているところで、例えばインターハイに東白川村の高校生が出場した。これもテレビの番組で収録して放映したところでございますし、ゴルフで頑張っておる小学生がおるよという番組もごらんになったかと思います。

事あるごとに、テレビを使って村民の皆さん方に周知していただくよう努力はしておるつもりですが、そういう情報があつたら村長のほうへ上げていただき、ぜひ取り上げて紹介してもらいたいと思います。

また、新聞報道につきましても、村で行われたいろんな方たちが頑張った行事については漏れることはないようにという指導でございますが、各社へ統一した様式をつくりまして、各担当から上げてそれを各新聞社へ流すということで、これは手前みそでございますが、最近、東白川村が新聞に出ることが多くなったよという評価を他のまちの方にお聞きしたことがございます。これはうれしいなあということで素直に喜んだわけですが、今後とも村民の皆さんが頑張っている姿をそういった形で紹介していく努力は続けてまいりたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（服田順次君）

ここで、暫時休憩とします。少し早いですが、昼御飯を食べてから再開をしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。1時からです。

午前11時22分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第8、報告第1号 平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから、日程第9、報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、報告者の説明を求めます。

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

それでは、報告第1号 平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、平成26年度決算に基づく財政健全化比率一覧表。

初めに、一番左にございます実質赤字比率でございます。この比率につきましては、一般会計の収支の赤字に関する指標でございまして、決算につきましては黒字でございますので、比率はあらわれておりません。

続きまして、その隣の連結実質赤字比率でございます。こちらの比率につきましては、一般会計と特別会計を合わせた収支に関する指標でございます。これも黒字であり、比率はあらわれておりません。

それから3番目、実質公債費比率。村の全会計と一部事務組合に関する公債費の負担に関する指標でございます。これは3年間の平均で算出するものでございます。比率につきましては、10.7%ということで、昨年は10.9%でございました。0.2ポイントの改善をしております。

次に一番最後ですが、将来負担比率でございます。村の全会計と一部事務組合の会計、それから第三セクターの会計等、一定の条件を満たした場合がこれの対象になります。今回、初めてマイナスとなり、ハイフンで表示をされました。ちなみに、昨年度は9.1%でございました。

なお、表の中の括弧書きの数値につきましては、早期健全化団体に該当するラインをあらわした数値でございます。

1枚めくっていただきまして、ここににつきましては監査委員のほうから意見が村長のほうへ出されたものでございます。

もう1枚めくっていただきますと、意見書ということで、1. 審査の概要、2. 審査の結果で(2)で個別意見のところで、①番目が良好、これから②のところも良好、③番目も良好、④番目も良好ということで監査委員のほうから御報告をいただいております。

次に、報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、平成26年度決算に基づく資金不足比率一覧表ということで、対象の会計は公営企業会計に属する会計で、簡易水道特別会計、それから下水道特別会計が該当しております。それぞれ収支において資金不足に至ってはおりませんので、ここの数値はあらわれておりません。

それから次のページが、監査委員のほうから村長のほうへ意見を出されたものでございます。

1枚めくっていただきますと、意見書ということで、1. 審査の概要、2. 審査の結果というこ

とで、(2)のところで個別意見で、資金不足状態になく資金不足比率の経営健全化基準20%と比較すると良好であるという御意見をいただいております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成26年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第11号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから専第13号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）までの3件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成27年9月10日提出、東白川村長。

記1. 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（別紙）。

2. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第4号）（別紙）。

3. 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）（別紙）。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

専第11号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成27年7月1日、東白川村長。

1. 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

次のページでございますけれども、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の別表1に次の事項を追加する。

平中住宅、東白川村神土595番地7、木造瓦ぶき2階建て、昭和56年、1棟（1戸）世帯用。

第14条別表2に次の事項を追加する。

平中住宅、3万円。

附則。施行日、この条例は平成27年7月1日から施行する。

当住宅は、中学校の西の住宅でございまして、村が村営住宅として使用するためにことしの3月に所有者の方と賃貸借契約した住宅でございます。3月の末から今年度初めにかけて村営住宅の整備として修繕・改築を行い居住環境が整いましたので、7月1日付で村営その他住宅に登録し家賃を設定するものでございます。

別添の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページ目でございますけれども、新旧対照表の現行といたしまして、別表1の3条関係で、その他住宅の名称、位置、構造、建設年、棟数をうたっております。

五加荘を初め清流荘B棟までの数字でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

ここでは改正後ということで、この別表の最後に平中住宅の事項を追加しております。

次に、3ページでございますけれども、ここはその他住宅の家賃を設定した表でございます。

これも改正後ということで、4ページでございますけれども、末尾に平中住宅ということで3万円、月額家賃を設定しております。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

専第12号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,728万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年7月1日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額354万9,000円。これは普通交付税でございます。

14款2項6目農林水産業費県補助金、補正額4万1,000円。林業費補助金で、森林病虫害等防除補助事業補助金でございます。

3. 歳出、2款1項1目一般管理費、補正額133万5,000円。15節の工事請負費でございます。こ

れは冒頭村長の挨拶にもございました村民センターの油タンクのライニング工事を今年度予定しておりましたが、工事着工時の検査における油漏れが発覚しまして、これの急遽の対応ということで原因究明のための戻り管の検査工事32万5,000円と、対策費として戻り管の新設工事、バイパスになるわけですが、101万円を追加するものでございます。

5目財産管理費、補正額18万1,000円。備品購入費で、臨時職員1名追加によるパソコン1台18万1,000円を購入する経費でございます。

4款1項5目環境対策費137万3,000円。これも臨時職員の賃金ということで、環境係で病気休暇2カ月とその後の事務事業推進のために臨時職員の雇用が必要になり、9カ月間の臨時職員の賃金を補正するものでございます。137万3,000円でございます。

6款2項2目林業振興費、補正額8万3,000円。これは委託料で枯損木処理委託料、県の森林病虫害等防除補助金の交付内示によりまして4万1,000円が追加になり、一般財源4万2,000円をつけて対策事業として8万3,000円を追加するものでございます。

7款1項2目地域づくり推進費48万6,000円。工事請負費で、こもれびの里総合管理事業、味彩の浄化槽の老朽化による故障修繕ということで、48万6,000円を追加するものでございます。

9款1項2目消防施設費、補正額13万2,000円。防災センターの浄化槽のブロアーが老朽化により交換が必要になったということで、13万2,000円を追加するものでございます。

以上、6事業で359万円を7月1日付で専決処分により対応させていただきました。

専第13号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,788万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成27年8月11日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略し、5ページの事項別明細書のうち総括の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額59万5,000円。これは普通交付税でございます。

3. 歳出、3款2項2目認可保育所費59万5,000円。13節の委託料と15節の工事請負費を追加するもので、みつば保育園の建物内の水道配管に漏水が発生したもので、これの漏水場所の確認業務の委託料3万3,000円と、漏水修繕工事対策費に必要な経費56万2,000円を追加するもので、8月11日付で専決処分により対応をさせていただきました。

御承認をお願い申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、専第11号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから専第13号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第11号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから専第13号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第5号）までの3件については、原案のとおり承認されました。

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第54号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第54号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、東白川村長。

次ページに参りまして、過疎地域自立促進市町村計画（変更）で、別紙様式2となります。

今年度計画のうち次の事業の追加について変更手続をとるもので、内容は区分で2．産業の振興、変更欄で事業名、事業内容、事業主体、備考について御説明を申し上げます。

事業名を基盤整備農業、中山間地域総合整備事業負担金、これは大明神集落道、延長240メートルを計画するもので、事業主体は岐阜県となっております。この事業を追加し、議会の議決を得て変更手続を進めるもので、計画書の9ページ、表2列に掲載をしようとするものでございます。

なお、特別措置法の一部改正によりまして、本計画の有効期限は33年の3月31日までの5年間延長されております。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第55号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第55号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

改正文に参りまして、東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例。東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

新旧対照表の5ページから21ページまでがここに該当する対照表となります。また、議案説明資料の1ページのほうと合わせてごらんをいただきたいと思います。

まず議案説明資料のほうには、同条例の改正のポイントということで、1)から5)まで個人情報の定義の明確化、それから実施機関に審査会を設け情報の取り扱いを厳格化すること、3番目として個人情報ファイルを公表し情報の取り扱いを透明化すること、4番目で実施機関内での情報利用の

制限について、5番目で個人情報の利用停止の権利ということで、今の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法の施行に合わせて特定個人情報、個人番号を含む個人情報等の必要な規定を定めるほか、用語の定義、その他個人情報の取り扱いに関する基本的事項について、国等の上位制度との整合を図りながら、村における関係業務の円滑な運用を図るよう東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例を改正するとともに、資料のポイントにありますように番号法への対応を図るようにするものでございます。

改正の内容に移らせていただきます。

新旧対照表のほうで、第1条、目的になります、ここの第1項に、上が現行法で下が改正になります。改正する部分については赤字で表現をさせておっていただきます。

「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加えさせていただきます。

第2条、ここは用語の定義になります。個人情報の定義の明確化ということでございます。

第5項に同じく「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を追加させていただき、第6号、7号、8号について新しく追加をするもので、ここは用語の定義ということで、特定個人情報、それから7番は情報提供等の記録、8番で特定個人情報ファイルを追加し、第6号を第9号に改めるものでございます。

第3条につきましては、実施機関の責務ということで村の責務になるわけですが、ここの第2項に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加えさせていただきます。

次に、第14条になりまして、ここは個人情報の安全確保をうたっておる項になりますが、第1項に同じように「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」の文言を追加させていただきます。

第16条につきましては、ポイントの2番目になります実施機関に審査会を設け情報の取り扱いを厳格化させるというところになります。16条は個人情報のファイルの公表という項目になりまして、これに16条の2、16条の3、16条の4、3条追加させていただきます。

16条の2につきましては、特定個人情報の保護の評価ということで、審査会を設けて審査会の意見を聞くように定めるものでございます。情報を設けるために意見を聞くものとするものでございます。

16条の3につきましては、特定個人情報ファイルの保有等に関する事前通知ということでございます。実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ審査会に対し次に掲げる事項を通知しなければならない。

1項から9ページ、10ページの2項の手前まで、第10号まで定めておりますが、ここについて通知をする対象、それから目的、記録される項目、それから記録の範囲、情報の収集方法、それから提供先、次は記載しないこととするとき、または掲載しないこととするときの記載しない記録について、それから8号のほうで自己情報の開示請求をうたっておる項になるわけですが、請求を受理する組織の名称及び所在地、9号につきましては、特定の手続が定められているとき、請求の手続になるわけですが、その他実施機関が定める事項について定めております。

16条の第1項に戻るわけですが、通知事項を変更しようとするときも同様に審査会のほうに通知しなければならないということでございます。

第2項に参りまして、第2項は特定個人情報ファイルの通知を適用しない項目についてうたっております。

第1号から第9号までを通知しない対象としておりまして、その内容は、1号のほうで「専ら人事、給与若しくは福利厚生に関する事項」、それから2号のほうでは専ら試験的な電子計算処理、それから3号のほうでは範囲をうたっております。4号のほうでは、1年以内に消去することとなる情報については対象としないということ、5号のほうでは、もっぱら送付とか連絡のみを記録する情報、それから6号のほうでは、学術研究を目的とする利用のもの、7号では、実施機関が定める基準に満たない数量のとき、8号で実施機関が準ずるものとして定めるもの、それから9号のほうで、パソコン等電子計算機による検索を用いないで容易に検索することができるような情報についてを対象としていないということでございます。

第3号につきましては、実施機関は、第1項ですので通知するほうの事項について、保有をやめたとき、または基準以下の数量に至ったときは遅滞なく保護審査会のほうに通知しなければならないという規定を設けております。

16条の4、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表についてということで、第1項のほうで、実施機関が前条第1項第1号から第6号、第8号及び第9号に掲げる事項その他実施機関が定める事項を記載した帳簿について作成した場合は公表しなければならないということで、公表規定を設けております。

第2項には、その公表を適用しない項目として、次に掲げるものがその対象となっております。

第1号から第3号までがその対象となります。公表適用外について、3号までに定めております。

それから第3項につきましては、記載しない事項ということで、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を特定個人情報ファイル簿に記載し、又は特定個人情報ファイルを特定個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは記載しないでよいということで、その項目を設けております。

18条になります。18条はポイントの4番目になります。

実施機関内での情報書類の利用ということでございます。

目的外利用の制限ということで、18条の1項に「（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）」の項を加え、次に18条の2を追加し、特定個人情報の利用制限の項を設けております。

第1項に、利用目的以外の目的のために実施機関の内部において利用してはならないということで、利用の制限を設けております。その後にはただし書きがありまして、特例事項を記載して利用することができる規定を加えております。

第2項に配慮要件、それから利用の対象範囲等を定めております。

次に、第20条ということで、個人情報の取り扱いに従事する者の義務ということでございます。

第1項に、「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」の項を追加し、第21条で従事者の責務の条になるわけですが、ここにも「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」の項を加えさせていただきます。

第23条につきましては、自己情報の訂正等の請求ということで、ここからはポイントの5番目の個人情報の利用の停止の権利の項になってまいります。

第2項に、18ページのほうに参りますが、下段の「（特定個人情報を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を追加し、第4項で利用停止の規定の項を設けております。何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる、ということで、訂正、請求、消去、利用停止について定めております。ただし書きで、特別に法の規定により手続が定められているときはこの限りではないということでございます。

第1号、第2号には、訂正、請求、消去、利用停止の対象となる、第1項では情報が正当な取得でないとき、または範囲を超えているとき、または利用制限を超して不当な収集方法、不当な保管方法、作業等により得られた情報については、本人から停止、消去の請求があったときはその対象とするということでございます。

なお、2号にあります番号法第19条の規定に違反して提供されているときは、当該特定個人情報の提供は停止というふうでございますが、開示をしない情報の規定の整理をうたっております。

第24条、ここは請求方法になります。自己情報の記録の開示、訂正、削除について、現行は「又は目的外利用等の中止」となっているものを、「、目的外利用等の中止又は利用停止」ということで、利用停止を加えた形に変更するものでございます。

同じように、第3項も同じような改正となります。

26条になりまして、自己情報の開示、訂正等の実施及び方法ということで、第2項に同じように「、目的外利用等の中止又は利用停止」ということで、利用停止の文言を追加するものでございます。

第28条、ここは審査会の設置をうたっております。「第16条の2の規定により意見を述べ」、ここが新しく条を設けましたので、審査会の意見を聞く部分になりますが、これを加えております。「前条第2項」とありますのは、不服の申し立てを言っております。

次に第32条、他の制度との調整ということで、第1項に「（特定個人情報を除く。）」文言を追加させていただきます。

本文のほうに戻りまして、一番最終になります。

改正後の施行日になりますが、1. この条例は、平成27年10月1日から施行するということで、通知の指定日に間に合うように改正をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番 今井美道君。

○2 番（今井美道君）

ちょっと確認の部分にもなるかもしれないんですが、今の個人情報の条文追加というか、こういったものは多分上部からこんなような条文をつけ加えるといいですよというものが来て、こういうことだと思うんですが、これは職員の方々がずうっとついていて、自分で何かしようと思うときに読まれても多分理解はできないと思うので、十分情報公開、マイナンバーについては皆さん不安を持ってみえるので、職員の方にくれぐれも、こういった小さい村ですので情報が伝わっていくということは十分考えられますので、そういった職員教育というか、十分にしていきたいと思いますが、その点について伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

まず質問の前段の部分で、上位との調整ということですが、国等が定めます情報公開条例、それから個人情報の保護、2つの制度に整合させる必要があるということで、本村の場合はこれを1つの条例で扱っております。この改正方法について、例規整備の業者のほうに、これでいいかどうかは一応確認をさせていただいて、これでよろしいというようなことで確認はしておりますのでということをお願いします。

それから、職員教育の件につきましてになりますが、昨年からの対応について、初めはプロジェクトチームでスタートして、今はワーキングチームということでさせていただきます。この後、住民向けのPRの資料も作成させていただきながら、村内向けの情報を提供することにあわせて職員教育のほうもしっかりやれるようなことで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第56号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

それでは、議案第56号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

次のページを開いていただきまして、東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村手数料徴収条例を次のように改正するということで、別添に新旧対照表をつけておりますので、23ページ、24ページを両方ごらんいただきまして、説明したいと思います。

まず別表5の項中、5を削りということで、24ページのところを見ていただきますと、5項の中段のところに、5. 法第30条の44第1項の規定による住民基本台帳カードの交付、住民基本台帳カード交付手数料、1枚につき500円、これにおきましては、今度個人番号カードに変わるということから削除させていただくというものでございます。

次に、同条6項、事務の種類の中で、5の項を6の項に改め、同項を同条7の項とし、同表5の項の次に次の1項を加えるということで、今回、マイナンバーカードの発行に伴いまして、通知カード、個人番号の当初の交付につきましては無料でございますけれども、ここにも書いてありますように、追記の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得なくなったときの再発行に関しましては、通知カード、個人番号ともに手数料をいただきますよというものの条例改正でございます。

通知カードにつきましては、この10月5日に各自に送付されます。個人カードに関しましては1月1日以降に発行されますので、それに伴う再発行に対する手数料の改正でございます。通知カードにつきましては1枚につき500円、個人番号カードの再交付手数料につきましては800円というふうになっております。

それぞれ次のページの附則のところ、施行日ですけれども、この条例は、平成28年1月1日から施行するということですが、ただし、別表の改正規定（同表5の項の次に次の1項を加える部分（通知カードに係る部分に限る。））は、平成27年10月5日から施行する、ということで、通知カードについては10月5日から、個人番号カードについては1月1日からということになっております。

そういうことでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和さん。

○1 番（今井美和君）

追記欄の余白がなくなったときと書いてあるわけなんですけど、追記欄の余白がなくなるということとはどういうことが想定されるんですか。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

通知カードの裏面だと思いましたが、追記するような欄があるはずなんですけれども、そこが埋まった場合に、住所変更など、今の運転免許証なんかも一緒ですけれども、裏面に追記するところがありますけれども、住所変更などでしょっちゅう移転される人なんかはかなり埋まっていくなと、ということで、そういうときに空欄がなくなった場合に再交付するというような形です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

2 枚目から500円かかるということですが、よく転勤されたりする場合は仕方なくかかるということですね、どこでも。住所がよく変わる人という。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

住所が転々と変わる方に関しては、再交付がかなりかかるということなんですけれども。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 東白川村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号から議案第62号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第57号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から日程第19、議案第62号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について、補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第57号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第6号）。平成27年度東白川村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億375万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,163万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略し、6ページの第2表 地方債補正の説明をさせていただきます。

変更ということで、起債の目的と変更後の限度額の説明をさせていただき、起債の方法、利率、償還の方法については変更がございませんので、省略をさせていただきます。

起債の目的、自然災害防止事業、限度額2,770万円、330万円を追加するものでございます。反歩向谷の流路工に充当するものでございます。

過疎対策事業、2,900万円を追加し1億4,990万円とする。交流サロンのものでございます。

社会福祉施設整備債、ここは2,500万円を減額するもので、交流サロンの減額をして起債の項目を変更するものでございます。

臨時財政対策事業費、2,000万円を追加し8,000万円とするものでございます。限度額を2,730万円追加するものでございます。

8ページの事項別明細書の1の総括の朗読を省略し、10ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

9款1項1目地方交付税、補正額3,225万3,000円。これは普通交付税でございます。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額5万5,000円。農林水産施設災害復旧費分担金ということで、大明神の村単中島第1頭首工の災害復旧によるもので、地元からの分担金でございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額59万9,000円。4節老人福祉施設負担金54万1,000円、これは養護老人ホームの入所者の負担金で、さわやか日本ライン、2名からによるものでございます。6節の認可保育所費負担金5万8,000円。これは認可保育所措置児童保育料ということで、広域入所保育料でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額33万1,000円。住民福祉費負担金22万1,000円は、介護保険低所得者の保険料軽減分ということで、2分の1相当額でございます。3節の保健福祉費負担金につきましては11万円。障害者自立支援給付費負担金ということで、補装具等の事業費2分の1相当額でございます。

13款2項2目総務費国庫補助金、補正額4,000万円。総務管理費補助金で、地域住民生活等緊急支援交付金の先行型タイプⅠのほうで、村内産品の販促事業3,000万円、それから同じく先行型のタイプⅡのほうで、山林資源販促ツール作成事業費1,000万円で、これにつきましてはさきの全協のときに一般財源ということで御説明をさせていただきますが、財源調整を含めて国庫補助金で今回提案させていただきまします。

3目民生費国庫補助金52万円の追加。住民福祉費補助金で8万円。これは個人番号カードの交付事務費補助金ということで定額でございます。5節児童福祉総務費補助金44万円。うち保育緊急確保事業費国庫補助金については248万4,000円を減額し、これは制度を変更するもので、下の子ども・子育て支援交付金（子育て支援）に変更するものでございます。3分の1相当額ということでございます。子ども・子育て支援交付金、これは病後児保育の補助金で44万円となっております。

13款3項3目民生費国庫委託金、補正額44万3,000円。住民福祉費委託金で、国民年金事務の委託金でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額16万5,000円。先ほどの国補助金の県補助金ということで、県補助金については軽減分4分の1相当額で11万円、それから障害者の自立支援給付費負担金については4分の1相当額で5万5,000円となっております。

14款2項3目民生費県補助金、補正額454万9,000円の減で、老人福祉費補助金で森林整備加速化・林業再生補助金、当初より478万3,000円、交流サロンの分が減額となったものでございます。あわせて岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助金ということで、交流サロンのソフト分に充当するもので、採択を得られたもので50万円でございます。

児童福祉費総務費補助金26万6,000円の減。保育緊急確保事業費県費補助金248万4,000円の減、保育対策等推進事業補助金70万6,000円の減、それから子ども・子育て支援交付金（子育て支援）分に248万4,000円、制度変更によるものでございます。病後児保育、3分の1相当額で44万円でございます。

6目農林水産業費県補助金254万円の追加。農業費補助金で3万円の減。内訳は農業委員会交付

金 1 万 6,000 円、数量調整円滑化推進交付金 1,000 円、経営所得安定対策推進事業補助金 1 万 3,000 円、内示交付決定に伴う減額でございます。2 節林業費補助金 257 万円の追加。県単治山整備事業補助金で 208 万円と、県振興補助金、尾根筋伐採分 49 万円ということで追加でございます。

10 目教育費県補助金 42 万円の追加。中学校費補助金で、中学校の吹奏楽部楽器更新事業費に充当するもので、県振興補助金が 42 万円採択になったものでございます。

16 款 1 項 2 目指定寄附金、補正額 15 万円。民生費指定寄附金、社会福祉施設整備指定寄附金ということで、曲坂の村雲様、中津川市の桜木様からいただいたものでございます。

17 款 2 項 5 目介護保険特別会計繰入金、補正額 276 万 2,000 円。介護保険特別会計の過年度精算分の繰り入れでございます。

6 目後期高齢者医療特別会計繰入金 10 万 9,000 円。これも同じく後期高齢者医療特別会計の前年度分の精算の繰り入れということでございます。

19 款 4 項 4 目雑入、補正額 65 万 8,000 円。雑入でございます。説明欄にありますように、前年度団体生命共済剰余金の還付金、神土北コミュニティ自販機の電気料の負担金、農業者年金取扱手数料、保育実習委託料、自販機電気代、これは役場にありますが 2 台の分でございます。過年度分の定住促進補助金の返還金、防災センターの自販機設置料、ここは 1 台となっています。保育所広域入所受託料ということで、合わせて 65 万 8,000 円となっております。

20 款 1 項 3 目民生債、補正額 400 万円。過疎対策事業債 2,900 万円、交流サロン分、社会福祉施設整備事業債 2,500 万円の減、同じく交流サロンの分。

6 目農林水産業債 330 万円の追加。一般単独事業債ということで、自然災害防止事業（治山）のものでございます。

13 目臨時財政対策債 2,000 万円でございます。

3. 歳出、1 款 1 項 1 目議会費で補正額 8 万円の追加。これは議会事務局費の職員の超勤手当 8 万円であります。年間見込み額から所要額を補正するものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 11 万 1,000 円の追加。共済費と備品購入費になります。総務一般管理費で共済組合の追加負担金 16 万 5,000 円、それから旧職員恩給組合の負担金 9 万 7,000 円減で、年間見込みからの算出ということで 6 万 8,000 円を追加するものと、備品購入費で庁用の電話機を 1 台追加するものでございます。

5 目財産管理費、補正額 1,419 万 6,000 円。委託料と工事請負費、備品購入費でございます。行政の情報化推進費 1,375 万 2,000 円のうち、村長の挨拶の中にもございました年金機構の情報漏えい事後への対応ということで、マイナンバー制度のことも含めてネットワークの切り離しが必要になっておりまして、システムの改修委託料 74 万 9,000 円、それから端末ネットワークの構築に 985 万 5,000 円、備品購入費ということで事務用の端末機器 314 万 8,000 円でございます。次に、総合行政情報システムの運営費 44 万 4,000 円。これは年金納付の猶予対象者が拡大しましたので、免除申請及び学生特例申請の様式変更への対応ということで、住民記録システムを改修するもので国費がほぼ 100% 交付になるものでございます。

10目地方情報化事業費115万1,000円の追加。報酬と委託料になります。CATVの審議会の開催費ということで、当初1回のものを3回にするもので、委員の報酬4万4,000円追加するものと、CATV機器の管理運営費ということで、委託料で上位回線の冗長化設定委託料56万7,000円、それからJアラートの設定委託料54万円を追加するもので、インターネットの改修システムの予備の多重化と、FM告知の放送設備との接続を110万7,000円で行うものでございます。

12目地方創生事業費4,000万円の追加。委託料でございます。東白川村ファンを核とした村内商品の販促事業ということでシステム開発委託料1,500万円、ホームページの構築委託料で500万円、デザイン・商品開発の委託料1,000万円でございます。次に、山林資源の販促ツールの作成ということで、プロモーション映像作成委託料で1,000万円。これはPR用の動画、フォレストスタイルへのリンク、持ち出し用のタブレット等への物産等での活用を目指すものでございます。

2款2項2目賦課徴収費、補正額20万円。償還金、利子及び割引料ということで、賦課徴収費で村税の還付加算金1万5,000円と還付償還金18万5,000円を年間所要見込み額から算出するもので、不足額を補正するものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額15万円の追加。職員手当で時間外勤務手当15万円でございます。異動後の経過を見ておりまして、状況的に不足が生じるということで追加するものでございます。

住民情報処理費3,000円の追加。委託料で住民基本台帳ネットワークシステムの委託料で、タッチパネル方式にするもので3,000円を追加するものでございます。

2款4項7目岐阜県議会議員選挙費、補正額6万4,000円の減。これは職員手当、賃金、需用費、食糧費、燃料費、役務費で通信運搬費、広告料等を、4月12日執行の県議会議員選挙額が確定しましたので減額をするものでございます。

3款1項1目住民福祉費39万4,000円の追加。負担金、補助及び交付金になります。住民福祉費の一般で、個人番号カードの補助金の採択に伴う財源補正ということで8万円を受け入れ一般財源で調整するものと、後期高齢者医療給付費の負担金で前年度精算金が必要になりますので39万4,000円を追加するものでございます。

3目保健福祉費51万7,000円の減。扶助費、積立金、繰出金で、介護保険特別会計繰出金88万7,000円のうち介護保険特別会計の事務費分37万8,000円と、介護保険の保険料軽減事業分50万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。保健福祉費積立金で社会福祉施設整備基金積立金、2名の方からいただいた寄附金を積み立てするものでございます。障害者の自立支援事業は補装具の支給支援ということで、3名の方から追加でオーダーメイドによる車椅子、補聴器等の製作が必要になり22万円を追加するものでございます。

4目老人福祉費、補正額190万円の追加。需用費と扶助費になります。老人福祉費で伝承の館のトイレの修繕が必要になっているということで、漏水対策に30万円。この施設につきましては、高齢者ふれあい施設ということで平成4年の3月に完成したものでございます。現在、下親田の集会施設として親田地区で利用されておるものでございます。老人ホーム入所措置事業で、さわやか日

本ラインで2名の方が新たに措置になったということで、負担金160万円を追加するものでございます。交流サロンの整備事業につきましては、財源調整ということで県補助金が478万3,000円の減で、地方債400万円を財源調整とするものと、交流サロンの運営費県補助金が内示になりましたので財源調整をするものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額33万3,000円の追加。子育て支援の総合推進事業ということで、賃金24万円を減額し施設の消耗品費、これは表示板、それから温水便座を購入する8万5,000円、それから病児・病後児保育の看護技術手数料ということで24万円を組み替えにより追加するものと、備品購入費ということで病後児保育に係る備品ということでテレビ、VTR、加湿器、10万4,000円で整備するものでございます。子育て支援室の運営事業で施設修繕料とありますが、むくハウスの浄化槽の配水管の設備25メートルを14万4,000円で整備するものでございます。

2目認可保育所費173万4,000円の追加。これはみつば保育園の漏水が発生したものの水道使用料12万6,000円を追加し、委託料は広域入所の委託料ということで、ゼロ歳児が白川町の光の子保育園に入所するというので8カ月分の措置費160万8,000円を委託料で見入るものでございます。

4款1項1目、補正額453万5,000円。委託料になります。保健衛生総務費一般のうち健康管理システムが20年を経過しまして、新たに更新が必要になったということと、これのASPのサービス委託料ということで2カ月分、419万3,000円と34万2,000円を追加するものでございます。

2目予防費21万4,000円の追加。予防接種事業で、ピロリ菌の中学校の初回検査と除菌等再検査に要するものということで、中学校2年生に今回は3年生も含めた人数で対応するというので21万4,000円となっております。

5目環境対策費625万8,000円の追加。これは環境総務費で、住宅用の太陽光発電システムの設置補助金ということで、当初2件で、要望がふえておりまして、4件分ということで2件分を増加するもので、村外業者、村内業者1件ずつの45万円を追加するものと、村長に冒頭御挨拶いただきました簡易水道特別会計への繰出金、運営費分ということで580万8,000円を追加するものでございます。

6目廃棄物対策費142万2,000円の追加。一般廃棄物対策事業費でゴミ袋の印刷費1万1,000枚分を17万6,000円で印刷するもので、たくさん利用が出ておるということでこれへの対応と、委託料で資源ゴミ回収所用地の測量委託料34万6,000円と、測量を済ませまして分筆したいということで、五加柏本になります。それから公有財産の購入費ということで、同じくこの回収施設の用地を購入したいということで、評価額により90万円を追加するもので、面積は180平米となっております。

6款1項1目農業委員会費、補正額2万9,000円の追加。職員が研修に出かけるということで、研修費1万2,000円と、それから有料道路の通行料1万7,000円を追加するものと、農業者年金の管理事業ということで交付金の内定によりまして財源調整をするものでございます。

2目の農業総務費10万3,000円の追加。これは職員の普通旅費となっておりますが、宮崎県において担い手サミットが行われます。担い手部会の副会長さんが東白川にお見えになりまして、これ

への職員随行ということで随行費用の宿泊費と交通費10万3,000円を追加するものでございます。

3目農業振興費62万8,000円の追加。数量円滑化推進事業につきましては、新世紀工房の水田営農システム筆データ整合負担金10万8,000円の追加と、農業振興費各種補助金ということで、日向協定集落が行います防護柵の設置補助金の追加補正ということで510メートル分、52万円を追加するものと、経営所得安定対策推進事業費交付決定によります財源調整という財源補正でございます。

5目山村振興事業費86万円の追加。山村振興事業費一般で施設修繕料15万円と、魚の宿の改修工事ということで、非常灯の設置について中濃建築事務所の指摘がございまして、4棟分を設置するもので68万円を追加するものでございます。グリーン・ツーリズムの支援事業ということで、清流の国もののけツアーリズム戦略会議が実施します主催事業に村が参画をするということで、11月7日に親子をターゲットとした催しが行われ、これの景品代ということで3万円を追加するものでございます。

6款1項7目農地費27万7,000円の追加。農地総務費で、中山間事業の今現在説明会等を行っておるわけですが、通信費が不足するというので5,000円を追加し、委託料で親田用水路の用地測量委託料、事業費が確定しましたので11万1,000円を減額し、用水路の登記委託料で32万4,000円を追加するものと、岐阜県土連の特別賦課金が不足するというので5万9,000円を追加するものでございます。

6款2項2目林業振興費、補正額115万4,000円の追加。一般林業振興費で、県振興補助金が内定をしまして尾根筋伐採の財源調整をするものと、有害鳥獣捕獲事業ということで捕獲檻を陰地地内に設置するもので、115万4,000円で5メートル掛ける8メートル規格のものでございます。

3目林道総務費539万9,000円の追加。これは県単の治山工事ということで、反歩向谷の2期工事分539万9,000円を追加するもので、県単補助金が208万、それから地方債で330万円を財源調整するものでございます。

7款1項1目商工振興費、補正額70万円の追加。一般商工振興費で職員手当の不足が見込まれますので20万円の時間外勤務手当を追加するものと、負担金で商工会経営改善普及事業補助金50万円、これは女性部会が行われます美しい村協賛の花いっぱい運動に木製プランター、花苗代等を含めまして50万円を追加するものでございます。

2目地域づくり推進費642万7,000円の追加。イメージアップ事業でパンフレット「つちのこ街道」の大きいものと小さいものがあるわけですが、それぞれ底をつきかけておりますので、それぞれ2,000部ずつ合わせて4,000部を15万1,000円で追加するものでございます。こもればの里総合管理事業115万1,000円。これは味彩の浄化槽ブロアーの修繕ということで、ブロアー2台と配管の更新を行うものでございます。村内製品の販売促進事業ということで、これはふるさと納税の寄附者への還元記念品の増額ということで、8月までの寄附額を見させていただきまして、年間所要額の2分の1から当初予算の金額を差し引いた分ということで500万円を追加するものと、事業系の消耗品ということで、米の段ボール等が必要になりますので12万5,000円を追加するものでございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額944万8,000円。これは道路橋梁維持事業ということで村道の日照支障木等の除去委託料221万8,000円、国道41号の中谷、中通、陰地地内、それから恵那・蛭川線の親田地内、越原付知線の黒渕、柗山地内での作業委託料になります。次に、神土なべ線交通安全対策概略設計委託料108万円の追加、及び道路維持管理関係の機械借上料ということで不足が見込まれますので95万円を追加するものと、工事請負費で村道維持の修繕工事ということで、神土加舎尾、柏本地内の暗渠排水100万円、それから親田から魚戸橋の路面修繕ということで300万円等を含め500万円追加するものと、それから日照支障木等の補償費で中谷、親田地内の分で20万円を追加するものでございます。

8款3項1目住宅管理費86万4,000円の追加。住宅管理費のうち五加柏本、五加荘の2棟分、退去修繕費ということで86万4,000円を追加するものでございます。

9款1項1目非常備消防費36万4,000円の追加。消防総務費のうち、七宗町の女性消防隊が全国大会に出場するというので、正・副団長、それから職員1名随行ということで応援に出かける分、旅費で費用弁償7万7,000円と有料道路の通行料、駐車料等2万7,000円を追加するものと、消防訓練費ということで、操法大会の訓練で訓練出勤率が確定をしまして、当初出勤率を70%で見ておりましたが、今年度は83.2%の出勤率ということで、出勤手当200人分を追加するというので26万円を追加するものでございます。

2目消防施設費、これは財源補正になります。防災センターとコミュニティー消防センターの自販機の設置料の収入を見込み財源調整するものと、3目の災害対策費26万4,000円の追加。これは防災行政無線の中継局の電気料を当初予算化することを落としておりまして、中通と大明神の中継局の8月までの電気料の使用状況を見させていただきまして、月額1万1,000円の12カ月分ということで26万4,000円を追加するものでございます。

10款2項1目学校管理費、補正額14万円。スクールバスの管理費ということで、スクールバスの修繕料等年間所要見込みから不足と思われる14万円を追加するものでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費384万9,000円の追加。中学校の管理費一般で、吹奏楽部の楽器の分が県の振興補助金が内定しましたので財源調整をするものと、施設営繕費ということで、全協でも説明しております中学校の体育館のつり天井の撤去設計委託料48万6,000円と、工事に要する分ということで撤去工事336万3,000円を追加するものでございます。照明、それから足場等の分を追加するものでございます。

10款4項2目公民館費、補正額5万円。文化の香り立つ活動事業のうち、MOA美術館の所蔵品のレプリカの搬送費に係る経費5万円を追加するものでございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額110万円。工事請負費で村単の中島第1頭首工の災害復旧費、木製の頭首工になっているんですが、110万円を追加するものでございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第58号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億246万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正と、説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読は省略いたしまして、7ページの歳入から説明いたします。

10款1項1目繰越金、前年度繰越金10万8,000円でございます。

次に歳出に行きまして、10款1項3目償還金ということで、補正額10万8,000円。前年度交付金精算返還金ということで、前年度の退職者被保険者等療養給付費の額が確定したことに伴いましての増額補正でございます。

次に、議案第59号 平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成27年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,598万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,348万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

これも第1表 歳入歳出予算補正、及び事項別明細書の朗読は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明いたします。

初めに、1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額441万7,000円。これは本算定に伴いまして特別徴収分の保険料が確定したことによる増額補正でございます。

次に、3款1項2目介護保険料軽減事業負担金、補正額190万6,000円の減。これとともに、飛びますけれども、5款1項県負担金、3目介護保険料軽減事業負担金95万3,000円の減額。

それと6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、これはともに同じ理由によつてのことですので御説明いたします。

これは介護保険料の軽減事業負担金が当初、消費税が10%に上がるということが延ばされたということで、それに伴いましてこれだけ国・県の負担金がなくなったということと、軽減対象段階の減少がありまして、それに伴いましての減額補正でございます。国からの指導にもよりまして、先ほど総務課長が説明しました一般会計のほうに補正で上げましたけれども、この減額した向きの一部を組み替え補正といたしました。

次に、3款2項5目介護保険事務費補助金、補正額37万8,000円。これに対しましては、当初、介護保険システム改修補助金を一般会計のほうで組んでおりましたけれども、国庫補助金のほうへの財源補正ということで37万8,000円の増額補正ということでございます。

次に、6款1項4目事務費繰入金。これにつきましては、今説明いたしました介護保険システム

改修補助金として国庫のほうへ上げましたので、こちらを一般会計の繰入金を減額するというところで37万8,000円の減額補正ということでございます。

次に、7款1項1目繰越金。これに関しましては、前年度給付金、地域支援事業返還金、基金積立金等の財源とするもので前年度繰越金からとなります。

次のページ、9ページの歳出を説明いたします。

1款1項1目一般管理費で、一般財源のほうが37万8,000円の減額補正ということになります。これも先ほど言ったシステム改修費の財源補正ということでございます。

次に、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額608万6,000円。これは介護給付費準備基金積立金に充てるものでございまして、前年度給付額が精算によって確定したことに伴いまして608万6,000円の準備基金に積み立てる増額補正でございます。

7款1項2目給付費償還金、並びに3目交付金償還金。これにおきましても前年度のそれぞれ給付金、交付金の精算が確定いたしましたために返還金が要るようになったということで国庫負担金、県負担金、支払い基金へのそれぞれ給付費支援に対する返還金でございます。給付費償還金の補正額が610万円、交付金償還金が102万4,000円でございます。

次、7款2項1目一般会計繰出金。これにおきましては今言いました給付費償還金と地域支援交付金償還金、それぞれ一般会計からも繰り入れておりますので、そのものが特別会計から一般会計へ繰り出すというものでございます。給付費の償還金が266万円と、交付金の償還金が10万2,000円で、補正額276万2,000円の増額補正ということでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第60号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成27年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,390万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

第1表の歳入歳出予算補正の朗読を省かせていただきまして、4ページの地方債補正を御説明させていただきます。

起債の目的、簡易水道事業。限度額でございますが、変更前が8,500万円の限度額でございましたが、変更後が9,670万円ということで1,170万円の増となっております。これは生活基盤近代化の国庫事業によりまして、簡易水道の電気清掃機器更新工事の今年度の内示額につきまして、これが当初予算に対しまして3,525万円の減額となりました。減額となりましたが、請求額上当初の計画

どおりに事業を実施するために、減額に対する国庫補助金相当額を簡易水道事業債で賄うものでございます。

起債の方法と利率、償還の方法につきましては変更がございませんので、朗読を省略させていただきます。

次に、6 ページ、7 ページの特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきます。8 ページの歳入から説明をさせていただきます。

2 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額が580万8,000円。一般会計からの運営費分の繰入金でございます。

6 款 1 項 1 目村債、補正額が1,170万円。これが先ほどの簡易水道事業債の増額でございます。

7 款 1 項 1 目簡易水道施設整備補助金、補正額が1,175万円の減額でございます。

それから、9 款 1 項 1 目雑入、補正額が385万5,000円の増額。これは大明神の集落道の改良、中山間事業の改良に係る水道管の仮設配管工事に係る県の移転補償費の追加でございます。

次の10ページに参りまして、3. 歳出、2 款 1 項 1 目東白川簡易水道建設事業費、補正額が385万6,000円。これは工事費として補正をしております。簡易水道建設事業の単独事業として、大明神農道の水道管の布設がえ工事の工事費でございます。また、簡易水道建設事業、補助対象のほうですが、国庫補助金の内示に伴います国庫の支出金の減額、それからこれに伴う地方債の増額として一般会計からの一部繰り入れました財源補正でございます。

それから、3 款 1 項 1 目施設維持管理費、補正額が575万7,000円。これは需用費といたしまして修繕費のほうで14万1,000円。これは柏本の加圧ポンプ場のヒーターの修繕工事でございます。それから工事費としまして、施設整備工事ということで561万6,000円。これは大明神の浄水場の中にあります高区配水池という配水池がございますが、ここが漏水をしております、その防食工事でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第61号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成27年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,134万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

2 ページ、3 ページの第1表、並びに5 ページ、6 ページの事項別明細書は省略させていただきます。7 ページの歳入から説明いたします。

1 款 1 項 4 目保健予防活動収益45万3,000円の追加でございます。これは村が行います中学生を対象にしたピロリ菌の検査料、それから子育て支援で行います病児・病後児保育の受託料として45

万3,000円追加させていただきます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金38万3,000円の減。

8款1項1目指定寄附金、診療所施設の整備指定寄附金として柏本、今井様から御寄附をいただいたものでございます。5万円の追加でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、公課費といたしまして7万円の追加、ここは消費税の納付額でございます。27年度分の予定納税が間もなく支払いでございますが、これは26年度事業の納付額によって決定されます。今年度、納付額で7万円ほど不足が生じてまいりますので追加をさせていただきます。

2款1項1目一般管理費、医業の一般管理事業でございます。ここは予防活動収益の受け入れに伴う財源補正でございます、一般財源の45万3,000円を減額するものでございます。

3款1項1目基金積立金5万円の積立金でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井義尚君。

○村民課長（今井義尚君）

議案第62号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,690万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成27年9月10日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読は省略いたしまして、7ページの歳入から説明いたします。

5款2項1目雑入、補正額10万8,000円。これは広域連合の保健事業負担金ということで、前年度精算におきましての還付金でございます。

6款1項1目繰越金1,000円ということで、これは必要な財源として賄うものでございます。

次に歳出、4款1項2目償還金、補正額10万9,000円。これは先ほどの前年度広域連合の負担金の精算によりまして還付金が入りましたので、それを一般財源のほうへの返還金として繰り出すための補正でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

教育課長のほうにお伺いすることになるかと思うんですが、先日、中学校のつり天井の撤去工事が延びたということをお伺いしてまして、今予算書を見ますとつり天井工事、そのときには金額の提示とか多分なかったと思うんですが、今金額のほうを見ますと248万4,000円が予算説明のときにあった金額なんです、これが予算のときには、設計はそれ前に済んでいたのかどうかかわからないんですが、ここに設計監理とか委託料が載っていないような気がするんですが、今回のこの補正のところを見ますと、委託料で48万6,000円で工事請負費が336万3,000円ということで出てきておるわけなんです、工事費自体だとほとんど5割増しというぐらいの工事費になっていると思うんですが、これプラス委託料で、もしこの設計をもう1回新たにやり直したのか、部分的に設計積算の段階でおかしかったもんでちょっとやり直してもらったらコンサルのほうに48万6,000円が発生したのかどうか、この辺はどこに責任があって、普通の最初の設計のときにコンサルに見落としがあってこういう事態になったのかということと、当初、先日の予定では高さがちょっと足りなかったのもということで、ローリングタワー等もう1段ふえた場合とか電気系統の化粧のような、そんなようなお話を伺っておったんで、これだけふえるという想定がなかったんですけど、なぜこれだけ金額が増加になったかお伺いしたいんですけど。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

委託料につきましては、最初は設計の段階で概算という形でいただいていたしまして、その中には細かい内訳の内容等が含まれていることがございまして、先日もお話しさせていただいたように、つり天井の主に撤去に係る部分ということで248万4,000円というふうな金額でした。

先回は、本当に設計委託が当初の段階では全く見ていなくて、今回改めてつり天井をやってもらうことについての段階で、つり天井部分の安定器部分の移設及び照明についても撤去後の補強等について補強が難しいというようなこともございまして、新たに照明のほうをかえさせていただくというような費用等もございまして、当初に対して倍以上な格好の追加の財源というふうになったわけであります。

最初の段階にある程度、細かくそこまで設計を見てやることができなかったことにより、今回ちょっとそういうことで新たに委託料ということで出させていただいて、工事分も破格の増額ということになったことについては、そのときの見積もりの甘さというようなことで大変その辺については申しわけなく思っておる次第でございます。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

補足のほうの説明と、改めてのおわびをさせていただきます。

まず今回、工事費が非常に増大したことにしましては、言いましたように当初予算の金額につきまして非常に点検ミスといいますか、積み上げの確認をするとかの部分がしっかり行われていな

かったことがありましたので、これはおわびを申し上げる次第です。

そこまで至りました経過につきましては、通常、簡易な施設整備の修繕等につきましては、業者さんの概算見積りのような形を根拠としてやらせていただく例もあるわけですが、数年前にとりましたそういったものを根拠として修繕ができるであろうと、そういった形で予定をさせていただいたものが、実際ふたをあけましたら、今言いましたような理由で工事費が不足するよということと、それから不足をして、工事を今度実際に行います折にさまざまな安全な手だてをさらにしておかんといかんよというようなことが追加をされてきた。

そして、もう1つは、あの部分の電球をこの際交換させていただくのであれば、取り付けの価格といいますが、今後効果があらわれるようなLED化ということも含めてということで、工事費が見積りの甘さにより不足したことと、しっかりやらせていくためにレベルを少し上げさせていただいた。そのことに関しては、しっかりとした設計委託を行わせていただいて設計したものを業者さんが設計書に基づいて工事ができるようにさせていただくということでございます。

それからもう1点は、それぞれの市町村が工事発注する場合に金額のみを重視するのではなくて、安全な工事という形をとりますと、他の市町村におけますちょうど同じ時期に不幸な事故も起きて、今調査委員会等を立ち上げておるといような状況もちょうどそのときにございましたので、大変おわびを申し上げなければならない次第でございますけれども、しっかりとして見積り設計の見直しをやらせていただいて、工事のほうもしっかりやらせていただく手法を選ばせていただいた、こんなところでございますので、重ねておわび申し上げまして、御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の10ページからなんですけど、11款2項3目のところで広域入所保育料というのと、あと13ページにも一番下のところに保育所広域入所料委託料、そして最後が19ページの広域入所委託料、さっき説明のところでゼロ歳、光の子に行っている1人という説明があったんですけど、これって一体どういうお金なんでしょうか。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

それぞれのところに出ました費用につきましては、後ほど課長のほうから、この費用はこういうケースのこういった経費ですというふうに御説明をさせていただきます。1件のおうちではなくて、複数の家庭の保育に関する費用ということで数ページに及んでおります。

その前に、広域入所の仕組みについて簡単に御説明をさせていただきます。

広域入所といいますのは、本来は親御さんは住所地のある市町村の保育所に子供を預けるよというのが通常なんですけれども、何らかの理由で住所地ではない他町村に子供さんを預けなければならないときに、それぞれの町村がそういった保育につきましてもできるだけの支援を講じなさいというのが児童福祉法や子育て支援法の中にうたわれておりますので、それに基づいてさまざまな支援をしておるよというものです。

端的に言いまして、一番よくある例は、里帰り出産ということで、こちらから嫁がれた方がお2人目を出産されるので実家へ帰って出産したい場合というときに、上の子を保育園に預けておくんだけど、お父さんは仕事に行ってしまうと向こうに1人置いてくることはできんので、その子連れてきて、ふるさとの実家のあるところの保育園へ入れておいて、おじいさん、おばあさんをお願いしておいて出産するよというようなケースです。嫁がれた方がこちらへ来られる場合もありますし、こっちへ来てみえた方が実家のほうへ行かれますので、村外の方はうちが預かる場合と、うちの子供さんを村外へお願いする場合が出てくる。こういったことを双方の市町村が協定のもとに契約をしてしましようということですので、委託費ということが出てくるという制度です。

それから、そのときに2つのパターンがありまして、お預けをする保育所が公立である場合と私立である場合というときに、ちょっとまた手続が違いますよということになります。

例としましては、こちらの子供さんが、ちょうど今出ておりますので、白川町さんへお預けになる場合の公立と私立のときの違いですけれども、まずうちに住所があるお子さんを何らかの理由で白川町の公立の保育園さんに預ける場合の料金の支払い方法という形になります。

公立の場合は、白川町さんの保育園が白川町さんの料金で、保護者から白川町の保育所が料金を徴収します。うちへ払っていただくのではなくて、公立の場合は白川町さんが保護者から料金を徴収されまして、今度はその次に公定価格という標準価格があります。本来、1カ月、白川町さんが、例えばですが、5,000円でお預かりになるわけですけれども、本来かかる費用というのは国が標準額をはじいていまして、施設費があったり人件費があったり、おやつ代があったり、おもちゃ代があったりということをしめすと15万円かかるよといったような部分を市町村は一定の基準の中で料金を定めてやっているわけですが、話は戻りますけれども、白川町さんが例えば5,000円徴収されますと、標準価格が10万円とすると9万5,000円の差が出てきますので、今度私どもは白川町さんへ、その標準価格と白川町さんが実際に徴収して下さった額との差額を委託費という形で白川町さんへお支払いをするという制度です。

次に、今度は白川町さんのほうへお預けをしたという保育所が民間保育所であった場合、先ほどは白川町が徴収しましたが、民間の保育所へ行かれる場合は保護者から東白川村が東白川村の価格で東白川村へ納めさせていただきます。こちらが徴収します。今度は、先ほど言いました標準価格の全額、向こうは本人から取っていませんのでゼロ円なわけです。ですから、先ほどの10万なら10万を委託費としてお支払いする、そういうルールになっております。

ここでいろんな価格の差が、委託費と本人からいただくところの差が出てくるのは、標準価格という国が定めた1人のお子さんの年齢とか、保育所の規模とか地域によって違うので価格はいろいろ

ろあるんですけれども、そことの差額が、標準価格と実際に市町村が定めて保護者さんからいただ
いておるお金のところには大きい差があつて、公費を使っているんな手当をとって安くやらせてい
ただいておるわけですからというようなことがあります。

そういった仕組みになっていますよということでもまず御理解をいただいて、先ほど出てきました
3つの費用のこういったケースのこういう費用ですということについて、課長のほうから説明をい
たします。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

最初に、10ページの広域入所保育料でございますけれども、今教育長が説明しましたように、こ
の場合は民間の私立の保育所に入所された場合ということで、これはこちらの保育料の基準、この
場合ですとひとり親でございますので、その人の基準の保育料掛ける8カ月分というようなことで
この金額をいただいております。

あと13ページの広域入所受託料でございますけれども、これは里帰り出産で東白川の保育所に、
この場合は2カ月間預かったという場合に、うちが保育料をいただいて、基準単価から保育料を出
させていた分を保護者の住所地のほうへ請求していただいた金額が2カ月分の16万4,000円という
形になります。

最後に19ページの広域入所委託料ですけれども、このことについてはゼロ歳児、乳児でございま
すので単価が高いわけですがけれども、東白川から私立の保育所に入所させていただいているとい
うことで、うちは本人から保育料相当分をもらえますけれども、実際にかかる単価1,500について私
立の保育所のほうへ直接支払わせていただいた金額が160万8,000円というようなことになってござ
います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の26ページの教育費、中学校の管理費の部分の財源補正でありました42万円ほどの吹奏
楽部の楽器の件なんですけれども、これは前回の補正のときに100万ほどの予算をお認めいただい
たんですね。予算化をしていただきまして、この議会で認めさせていただいた分だと思いますけれ
ども、その時点でこのような県の補助金をいただける予定があつたのかなかつたのかというのは、
あのときは説明がなかったような気がしますけれども、それがあの時点でわかっていたのか、後々
から考えてみたら、こういう補助をもらえるであろうということが後からわかつたものなのか、そ
れをちょっとお知らせください。

○議長（服田順次君）

教育課長 伊藤保夫君。

○教育課長（伊藤保夫君）

あの時点では、まだ県補助金の申請がこれからということで、まだわかっていなくて一般財源を対応させていただいていましたが、あれからこのような振興補助金の対象メニューの中に、担当のほうでこの吹奏楽の楽器購入のほうを入れてもらって、とりあえず申請をさせてもらったら、この分をいただけるというお話を一応いただきましたので、若干の入札したら安くなった部分も含めて補助金が2分の1の42万円というふうになったということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

何でこの質問をしたかといいますと、当然、財源を一般会計からこういう補助金に切りかえていただくというのは村の支出を抑えるという意味においては本当にありがたいことだと思います。

ただし、このように子供に使われる金額の場合、実はこういうものがあるからもっと積極的に予算化していくという方向がぜひ行われるべきで、とりあえず使った後で財源補正という消極的な会計の使い方ではなくて、補助金がもらえそうなものはなるべく積極的に現場に働きかけて、こういう補助金がもらえそうだから、もっと積極的に予算化していったらどうだというような働きかけ、例えて言いますと、宝くじのコミュニティーの場合なんかですと、どちらかというと、そちらの方向で今もらって入っていると思います。補助金がもらえるから、何かこの補助金を利用してコミュニティーに使えるものはないかという形で打診されると思いますけれども、その方向性を今後示唆していける、特に教育、特に子供に対する教育についてはぜひともと思いますけれども、ちょっとその見解だけお聞かせ願えればと思います。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

おっしゃるとおりですので、さまざまな補助金のメニューの中で対象になるか等の情報を財政当局からもまたいただきながら、あるいは私どもも調べながら積極的な活用や有効な財源確保に努めさせていただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

議案書の16ページの一般会計の2款総務費の1項のところの、ケーブルテレビ危機管理運営事業のほうで、委託料ということでJアラートの設定委託料とか上位回線の委託料とか、これは毎年あ

るものなのか、突然いきなり出てきたのでこの補正に上がったのか、なぜ今のタイミングかなという気がするんですが、その点についてお伺いします。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

まず上位回線の冗長化設定委託料につきましては、当初予算に27万円ほどの予算を持っておったわけですが、事業費として七十何万ほどかかることになりまして、その差し引き額の分56万7,000円を追加するものということで、説明不足でございましたので今そういうふうで説明をさせていただきます。

それから、Jアラートの設定につきましては、FM告知の関係の設定が前年度において完成をしました。これに今回Jアラートを接続するというので、できる体制が整ったということで今回補正で上げさせていただきましたものでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

24ページの土木費の住宅管理費で住宅管理費用、住宅を退去されたということでその修繕料86万4,000円と。退去されたことはそれとして、最初に入られるときには敷金というのを大概取っていると思うんですけども、こういった修繕料の中は全額村が負担しているのか。敷金をある程度、判断の中で、やっぱりこれは入った方の責任において補う分があるかと思うんで、その辺の区分けというか、あれは全くの村が負担しておるのか、それとも一部敷金を利用されたのか、そういったことをちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

ここに上げております退去修繕料でございますけれども、退去される際に住宅の荒れたところを直すということでございますけれども、まず敷金につきましては、基本的には家賃の担保ということで設定しておりまして、基本的には退去されるときに返還をするということで修繕のほうには使っておりません。

しかし、退去の時点で立ち会いをして検査を行いまして、明らかに入居者の方の責任で直さなければいけないというものについては自己負担をお願いしておりますし、通常の経年劣化とかといったものについては村のほうで直すということにしております。

今回は、村の実施する分相当額を2棟分計上しているという状況です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

そうしますと、今回は、この金額については敷金は使っていないと。全額、家賃の3カ月分か何か前はもらって、それを出られた方には返しちゃって、何も責任の問題は、修繕にかかった費用については入った方には責任はなかったということですか、今回のこのあれは。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

この退去の時期につきましては、まだ住んでお見えになりまして、1人の方は今月末に退去されるということで、もう1人の方はまだちょっと先ですけれども、まだ内部の立ち会いを行っておりませんので、あくまでも従来の実績に見合うような補正をしておるということで、あくまで推定で上げさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

6 番 今井保都君。

○6 番（今井保都君）

最終的には立ち会って、どこにどれだけの費用を持ってもらうとかいうことは、後日正式に、入った方とはちゃんとそういう関係があるということですね。そういうふうに理解していいですか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（小池 毅君）

退去者の方と立ち会いの上で、その現場の室内の状況をお互いに確認しながら検査いたしまして、自分で負担していただく分、村がやる部分というふうに明確に分けて修繕をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計、18ページになります。

老人福祉費の中で、先ほど説明でありました伝承の館についてなんですけど、ちょうど説明がそのまま僕がこれから言いたいことなんですけど、老人福祉施設としてつくった建物がありまして、それを集落の施設として使ってみえます。

ですので、今回は老人福祉費を使ってトイレを修繕しましたと言われました。ですが、これ例えば越原センターですと、ほかの名目でつくった建物を当然老人福祉のためにも使っていますが、残

念ながら老人福祉の支出で何かを直したということは一度も聞いたことがありませんが、実際の使用目的の中には、ほとんどほぼ同じ目的で使われている場合、特につくられたときの経緯をもとに予算化されるというのが今までもさんざん聞いてはきたんですけど、やはり老人施設として使われている施設について、一定の老人福祉費が今後ほかの施設にも使われていくような方向性というのは当然示唆していただけないかと思って、この辺の見解をちょっとお聞きだけしておきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

予算執行上の慣例上というのがあって、今これの場合は老人福祉費の施設でここで支出すると。確かに、越原センターとは、山村振興事業、これですと産業振興課の予算の中でやるということになりますけれども、確かに老人がたくさん使われるから老人福祉費でという考えもわかりますけれども、県や国への届け出のこともありますし、事務的な書類の保存ということも分類をしてやっておりますので、やはり制度事業で建てた建物はその事業費の中で予算化をすべきだろうという考えで現在やっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今おっしゃられた意味におきますと、今度は越原センターを改修するときには産振の予算がたっぷり出てくるであろうと、そう思いたいところなのですが、残念ながら出てきていない。

実は余り、この議会で記録に残りますので、発言をちょっと慎重に行いたいと思いますけれども、そのところがきちっと出てきていれば、当然無断で施設が改修されているということを防げるものでありますし、逆に施設を大幅に改修するときには越原区だけの費用で勝手に改修するなんていうことが行われずに、多分村の費用を使いながら改修していくという方向性も示唆できると思いますので、今後、今おっしゃられたことをそのまま遂行しようとするれば、できる限り建築したときの名目に沿った形で改修・修理等が今後行われるようなことをしっかりと見守っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

越原センターのことについて、何のことをおっしゃっているのか大体推定はつきますが、過去のことは過去の事務の間違い等があったら、それは是正をしていくのが現在の事務を扱っている者の仕事でございますので、適正な処理を今しております。

今おっしゃったことで、村が負担をしていかなきゃいけない躯体の部分ですとか、今回出ました

トイレの部分ということについては、それぞれの所管する費目で修理をしていくということは、前五加センターの屋根の修繕のときにお答えしたとおりで、この姿勢は持ち続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

一般会計の23ページの商工費のところなんです、補助金で商工会経営改善普及事業補助金、さっきの説明で女性部が行っている花いっぱい運動の補助金だとお聞きしたんですが、花いっぱい運動には補助金は毎年行われているものなのか。行われているものなら、わざわざ補正じゃなくても普通の当初の予算でもいいような気がするんですが、これ補正でやった理由は何でしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 樋口章久君。

○産業振興課長（樋口章久君）

今の商工会の経営改善の普及補助金ですけれども、商工会の女性部のほうから花を飾りたいということで、今45名ほどの会員がお見えになるようですけれども、その家の前なりにそれぞれ飾るものをつくって、それで鉢を入れて飾っていききたいということで、美しい村づくりを兼ねてということでことし初めてやられるということですので、これに村のほうからも支援をいただけないかという要望をいただきましたので、それに応えるという形で、毎年あるというものではありません。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計、21ページの例の防護柵の件なんです、当然これは前に防護柵をやるときに受益者負担という考え方は本当にこの防護柵について、特に広域の地域全体を覆う場合、受益者と実際にやっている人たちがイコールにならないのではないかと。それから、これは1カ所を囲うとほかの地域へばわれていくので、もしやるのであれば、もっと広域的に一遍にやるためには、受益者負担をほぼゼロにしないとこれは振興しないんじゃないかという形で1回質問したところ、最初の事業はあくまでもテスト事業だから、ちょっと様子を見させてくれと返答されて待つておりましたところ、こんな感じで費用も全域を覆うところまで一気にがっとうがりました。

ただし、この場合でも物品は出すけれど人工賃は出さないということで、地元のある意味負担という形が、何らかの形で地元の負担というのが重なってきていて、まだ声は聞こえてきていませんけれども、かなりの人的な量になっていますので、今後どういうふうになるかということがちょっ

と不安な面があります。

ですので、今回もテスト事業の一部としてみなしているのか、もうそろそろこの調子で村全域に持っていくつもりなのか、どちらなのか、ちょっと今後の展望をよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この防護柵については、地元からの要望があつて、やるなら1年でやってしまいたいということをやった事業で、これは国の補助金、あるいは県の補助金を足してやっておるところでございます。

有害鳥獣を東白川中全部で柵で囲うということはすごい事業になって、やればそれはすごいことになるかもしれませんが、徐々にその面積をふやしていくよりは仕方がないわなというふうに考えております。

今回はテストケースでなく、集落が自分たちの生産基盤である田畑を守るためにやりたいという強い要望に対して、国・県制度の事業を使って、村もそれに応えていくということであつて、要望があればその都度できるだけ有利な補助金を活用してやっていただけるようにしてはいきたいと考えております。

ただ、一遍にどこまで進められるかと言われても、今は計画のあるのは日向地区だけということになりますので、テスト事業かそうでないかと言われれば、これは地域の本事業という位置づけだと思います。これに対して村が応えていく、これは有害鳥獣対策として大事なことだと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

問題は、農業者のパーセンテージの問題というのは各地区によってばらばらですので、農地の面積が多かったり農地の所有率が多いところは、割とこの事業というのはスムーズに進んでいくと思います。

ただし、そうじゃないところを今度囲おうと思うと、囲う地域の中の農業者だけが檻の設置に協力すればいいのかという問題を、まだこの日向の問題では解決し切れていませんので、今後は全く同一の考えで延ばすのではなくて、その地区地区の事情に応じて、日向が前例だからといって全く同じものを同じように当てはめるのではなくて、その地区の事情に合わせて御配慮願いたいということを踏まえての質問でしたので、今後どうされるかなあということだけちょっと答えていただけませんか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

日向地区の例でおっしゃったということで、日向地区のことをお答えしたわけですが、当然ながら分散した農地しかなければ、その農地だけを電気柵で囲うということである程度の対策はできます。今おっしゃったとおり、地区ごとの総意でもってやられることですので、日向に対してはそういう助成をしたということです。

各地域全部同じということではございません。それぞれの地域が、今集落営農のところもございますし、それから協定集落でみたいな考え方もございますので、それぞれに合ったものを相談いただいて、鳥獣被害をどこまで食いとめられるかは全く動物の本当のイタチごっこになっているかと思いますが、集落ごとの御相談に応じての展開になろうかと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第62号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 平成27年度東白川村一般会計補正予算（第6号）から議案第62号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの6件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、40分から再開したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第20、議案第63号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 小池毅君。

○建設環境課長（小池 毅君）

議案第63号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成27年9月10日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、平成27年度簡易水道機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、1億1,264万4,000円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村神土・越原地内。

別冊の別添の議案説明書の2ページをごらんいただきたいと思います。

工事契約の締結についてということで、8月12日に入札、また同日で仮契約を締結しております平成27年度簡易水道機器更新工事につきまして、工事概要を説明させていただきます。

工期が本契約日から212日以内、平成28年3月11日、工事概要、本工事は平成4年度から平成9年度にかけて整備した東白川簡易水道大明神水源系の施設老朽化に伴う機器更新工事である。整備後17年以上が経過し、施設の老朽化と故障時の部品調達も困難となり、水道水の安定供給に支障を来す状況となった。このため、平成25年度から国庫補助事業により大明神浄水場の機器更新を行い、今年度も引き続き集落に点在する水道施設の機器更新を実施する。

主な工事箇所といたしまして、黒渕の配水池、陰地配水池、日向の配水池、3カ所につきまして、はテレメーター盤、水位計、無停電電源の更新、また変換機盤の更新を一式。それから日向第1加圧ポンプ場、日向第2ポンプ場につきましては、ポンプ制御盤、テレメーター盤、加圧ポンプ、流量計、水位計、無停電電源の更新一式。中通圧力調整池、薬注・計装盤、流入流量計、水位計、着水残塩計、次亜注入ポンプ、無停電電源の更新一式、以上の工事の内容となっております。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎同意第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第21、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年9月10日提出、東白川村長。

記、氏名、古田公平、生年月日、昭和24年10月24日生まれ、住所、東白川村神土450番地4、任期、平成27年10月1日から平成31年9月30日まで。

教育委員会の委員において、本年9月30日に任期が満了する委員があり、次の任期における教育委員の任命につき議会同意をお願いするものでございます。

西洞の古田公平氏は、平成23年より現在まで1期4年間、教育委員として尽力いただいております、引き続き次期もお願いするものでございます。

古田さんは、豊かな経験と広い見識があり、中学校PTA会長や学校評議員、そして体育指導員や体育推進員などの役職経験から、学校教育と社会教育双方にお力添えをいただいております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては通常の4年間でございます。

○議長（服田順次君）

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成27年9月10日提出、東白川村長。

記、氏名、今井明生、生年月日、昭和29年9月9日生まれ、住所、東白川村五加1482番地5、任期、平成27年10月1日から平成28年9月30日。

さきの同意案件と一緒にございますが、教育委員会の委員において、本年9月30日に任期が満了する委員があり、次の任期における教育委員の任命につき議会同意をお願いするものでございます。

五加大沢の今井明生氏は、平成19年より現在まで2期8年間、教育委員として尽力をいただいております、引き続き次期もお願いするものでございます。

今井氏は、PTA会長や子ども会育成会長などの経験から、今期も教育の重要性を十分に認識しての着実な委員活動をいただいております。適任者でございます。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う経過措置により、4人の委員の任期が重ならないようにするため1年間とするものでございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第23、発議第1号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

発議第1号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についての説明をさせていただきます。

議案、発議第1号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則について。右の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成27年9月10日提出、提案者、安江祐策、賛成者、樋口春市、賛成者、今井保都。東白川村議会議長 服田順次様。

議案本文に入ります。

東白川村議会会議規則の一部を改正する規則。

東白川村議会会議規則の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表、最後のページ、25ページをごらんください。

第2条の欠席等の届け出に、2項として、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。の一文を追加するもので、これは昨今の社会情勢を勘案し、国会、県議会等の規定を参考に、標準町村議会会議規則を改正されたことによるものでございます。

原案に戻っていただきまして、議案本文、附則、この規則は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 1 号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第 1 号 東白川村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎認定第 1 号から認定第 7 号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第24、認定第 1 号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第30、認定第 7 号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 7 件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

認定第 1 号 平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果、相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により議会の認定に付する。平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

認定第 2 号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

認定第 3 号 平成26年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

認定第 4 号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

認定第 5 号 平成26年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第

233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

認定第6号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

認定第7号 平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成27年9月10日提出、東白川村長。

ただいまから、お手元にお配りしました決算説明書の朗読をさせていただきます。

平成26年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に平成26年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成26年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

国では、平成26年9月にまち・ひと・しごと創生本部が設置され、また12月には、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が閣議決定されました。まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要のある課題であり、各地方公共団体においては国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、地方の人口ビジョンを策定し、これを踏まえて今後5カ年の地方版総合戦略の策定が求められております。

また、ことしに入って成立した補正予算の中には、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金があり、村では、地域消費喚起・生活支援型、地方創生先行型の両タイプの事業を平成27年度への繰越事業として予算化し、東白川村の総合戦略の策定や各種地域産業活性化事業を行うこととしています。

平成26年度は、幸いにも大きな災害もなく、各種事業が実行できましたことにつきまして、議員の皆様を初め村民各位の多大なる御尽力に感謝を申し上げ、以下、決算についてその大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億9,809万7,590円						
		同		歳出総額	27億1,699万7,667円						
		同		差引残額	2億8,109万9,923円						
国	民	健	康	保	険	特	別	会	計	歳入総額	4億2,705万4,458円
				同						歳出総額	3億7,654万9,059円
				同						差引残額	5,050万5,399円
介	護	保	険	特	別	会	計	歳入総額	3億1,794万8,392円		
				同				歳出総額	2億9,400万7,156円		
				同				差引残額	2,394万1,236円		
簡	易	水	道	特	別	会	計	歳入総額	2億5,840万3,617円		

同	歳出総額	2億4,914万4,034円
同	差引残額	925万9,583円
下水道特別会計	歳入総額	2,334万7,404円
同	歳出総額	2,174万747円
同	差引残額	160万6,657円
国保診療所特別会計	歳入総額	3億568万3,992円
同	歳出総額	2億5,584万1,239円
同	差引残額	4,984万2,753円
後期高齢者医療特別会計	歳入総額	3,765万5,401円
同	歳出総額	3,401万8,577円
同	差引残額	363万6,824円
特別会計合計	歳入総額	13億7,009万3,264円
同	歳出総額	12億3,130万812円
同	差引残額	1億3,879万2,452円
総額	歳入総額	43億6,819万854円
同	歳出総額	39億4,829万8,479円
同	差引残額	4億1,989万2,375円

第2 一般会計

平成26年度予算は、年度中途の補正や繰越事業を加えた最終予算総額が28億1,686万5,000円で、前年度より17.6%増となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、2億6,925万円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、村民税個人分の所得割やたばこ税が減収となったことで、前年度より少ない2億250万1,000円となっております。また、収入未済額は1,117万6,000円となり、徴収が見込めない滞納について不納欠損を実施したこともあり前年度より減少しましたが、滞納整理につきましては鋭意努力をいたしております。

分担金及び負担金は、前年度より153万2,000円増となりましたが、これは主に県営中山間事業地元負担金が新たに収入されたためです。

使用料及び手数料は、前年度より60万3,000円増となりましたが、これは主にCATV使用料やインターネット利用料がふえたためです。

財産収入は、前年度より808万円減となりましたが、これは前年度に可茂ふるさと基金出資金の返還による臨時的な収入があったためです。

寄附金は、前年度より31万5,000円減となりましたが、これは前年度に多額のふるさと思いやり基金指定寄附金があったためです。

繰入金は、前年度より79万6,000円増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金からの

繰り入れをふやしたことによるものです。

また、繰越金は前年度より3億267万5,000円減となっていますが、これは一般財源での事業推進を積極的に行ったことによるもののほか、前年度決算において剰余金の処分について地方自治法第233条の2の規定により、予算に計上せずに2億円を財政調整基金へ積み立てを行ったためです。

自主財源の総額は、諸収入を含め8億5,454万7,000円で歳入総額の28.5%を占め、前年度より26.6%減となりました。

次に、依存財源に注目してみると、歳入全体の45.6%を占めます地方交付税は、臨時費目の地域の元気づくり推進費にかわって地域の元気創造事業費が追加されたことから、前年度より2,389万3,000円増となりました。また、特別交付税も特殊事情が考慮され、前年度より460万円の増額となっております。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より215万6,000円減となりましたが、これは配当割交付金や地方消費税交付金で増加したものの自動車取得税交付金で減額となったことによるもので、減額の要因は消費税率の引き上げと連動して自動車取得税率が引き下げられたためです。

国庫支出金は、前年度より4,071万3,000円増となりましたが、これは災害復旧費国庫負担金やがんばる地域交付金などの増加によるものです。

県支出金は、前年度より8,256万8,000円増となりましたが、これは主に岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金などの増加によるものです。

村債は、前年度より1億1,500万円増となりましたが、これは主に防災行政無線デジタル化事業の起債によるものです。

依存財源の総額は21億4,355万円で、歳入総額の71.5%を占め、前年度より13.8%増となりました。

次に歳出では、決算総額27億1,699万8,000円で、前年度より15.9%増となりました。

このうち人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、扶助費を初め3科目とも増加したため、全体で前年度より7.0%増となりました。

繰出金は前年度より5.6%減となりましたが、国民健康保険特別会計への法定外繰り出しは前年度に引き続き行っています。

投資的経費は前年度より82.4%の大幅な増となりましたが、これは防災行政無線デジタル化事業や再生可能エネルギー推進事業、CATV番組自動送出設備工事のほか、各種施設整備に対し補助金の交付を行ったためです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より13.7%増となりましたが、これは主に財政調整基金へ2億200万円を、また社会福祉医療施設等整備基金へ3,000万円の追加積み立てを行ったほか、各基金へ利子相当分の積み立てを行ったためです。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

決算収支では、歳入歳出差引残額は5,050万5,000円となっております。

歳入では、前年度より6,674万3,000円増となりましたが、これは国庫支出金が増加したほか、繰入金で2年連続して一般会計からの法定外繰り入れを行ったためです。

保険税収納率は、現年度分は97.5%で、前年度より0.5ポイント改善し、過年度分については9.4%で、前年度より6.0ポイント悪化しました。この滞納整理につきましては、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の67.9%を占める保険給付費は2億5,567万5,000円で、前年度より26.1%と大幅な増となったほか、共同事業拠出金も17.5%増となりました。

歳出決算額は、前年度より5,983万6,000円多い3億7,654万9,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、平成26年度末で183人となり、前年度より5人減となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は2,394万1,000円となっております。

歳出全体の93.7%を占める保険給付費は、施設介護サービス給付費等の増加により2億7,537万3,000円となり、前年度より2.2%増となりました。

歳出決算額は、地域支援事業費が減少したものの保険給付費等が増加したため、前年度より777万5,000円多い2億9,400万7,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

大明神水源系簡易水道施設機器更新計画の2年目として、大明神浄水場、小峠配水池、大明神低区配水池及び穴沢ポンプ場の各種電気計装機器、センサー関係機器の更新工事を実施しました。

また、小峠及び陰地配水池の計装接地抵抗改善工事、配水管路空気弁や量水器の取りかえ工事、大明神浄水場管理棟屋根ふきかえ工事を行うなど、施設の維持管理に努め、安全で清浄な飲料水の供給に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は926万円となっております。

歳出決算額は、前年度より146万4,000円少ない2億4,914万4,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は160万7,000円となっております。

歳出決算額は、総務管理の増加で前年度より73万8,000円多い2,174万1,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計では、25年度に収支改善を図ることを目的に、外部委託で作成した経営改善診断結果を踏まえて経営改善に取り組むとともに、12月から木沢記念病院医師による休日診療を毎週土曜日に実施し、安心な村づくりに努めました。また、療養病床から老人保健施設へ転換して5年目で、介護報酬収入等の改善と施設の安定した運営に努めました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は4,984万3,000円となっております。

歳入では、外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は全体の51.0%を占める1億5,574万6,000円で、前年度より780万7,000円減となり、一般会計からの繰入金はリハビリ牽引機の更新等に係る

施設整備分を除く運営費繰入分は6,991万8,000円で、前年度より8万2,000円減となりました。

歳入決算額は、前年度より1,829万5,000円少ない3億568万4,000円となりました。

歳出では、全体の66.0%を占める給与費は1億6,883万4,000円で、前年度より0.4%減となり、整備事業費は老朽化したりハビリ牽引機を183万6,000円で更新し健診設備の充実に努めたほか、岐阜県へき地医療用自動車整備事業費補助金を活用し医師送迎車を更新しました。機器更新や施設修繕事業費は、前年度より37.4%減の887万2,000円となりました。

歳出決算額は、総務費で増加したものの、医業費で減少したため前年度より792万円少ない2億5,584万1,000円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから7年が経過しました。平成26年度末受給者数は、前年度末より9人減り617人となりました。

決算収支では、歳入歳出差引残額は363万6,000円となっております。

歳出決算額は、保健事業費で減少したものの、総務費が増加したため前年度より20万8,000円多い3,401万9,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は10.7%となり、算出が始まった平成18年度以来年々改善をしています。

以下、各課別に報告してまいりますと、総務課では、防災対策として防災行政無線のデジタル化や、役場、中学校、五加センターに再生可能エネルギー推進事業による太陽光発電機や蓄電池等の整備を行い、防災体制の強化に努めました。また、情報通信基盤管理運営協議会の答申に基づき、番組自動送出設備工事を行いました。

前年度に着手しました第5次総合計画の策定については、公聴会や集落座談会を実施し、議会の承認を得て計画を策定しました。

村民課では、滞納額の増加抑制に努めるとともに、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。また、土地の現況を把握し、課税情報の公平性や客観性を高めるとともに、業務の正確化や効率化を図るため、前年度に引き続き公図デジタル化地番図作成業務を行いました。定住促進では、五加柏本に定住促進住宅を1棟建設しました。

産業建設課では、農業振興で元気な農業産地構造改革支援事業並びに村単事業により、東白川製茶組合及び五加茶生産組合の施設整備補助を行うとともに、茶業経営安定化基金造成補助を行いました。

耕作放棄地対策事業では、奨励補助金を60件に交付しました。

中山間地域等直接支払制度は3期対策の最終年となり、直接支払交付金額は約2,245万円となりました。

基盤整備では、県営中山間地域総合整備事業が平成26年度から平成31年度までの事業期間で始まり、本年度は神付区画整理や下親田用水路工事等が行われました。また、県単事業で神付農道舗装工事と中通排水路修繕工事を行いました。

林業振興では、団地へ森林整備地域活動支援交付金を1,878万6,000円交付し、施設整備では森林組合のペイローダーや林内作業車の購入について補助を行いました。また、林道一本線橋梁改良工事も行いました。

商工振興では、商工会が実施したプレミアム付つちのこ商品券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。

フォレストスタイル事業は、消費税の引き上げの影響もあり、工務店持ち込みを含めて16件で、4億700万円の契約となりました。

村土保全維持関係では、国庫補助の社会資本整備総合交付金と防災安全交付金を活用し、南北橋や神矢橋の橋梁及び村道の路面の修繕工事や、村道ののり面や照明などの附属物について点検を行いました。また、急傾斜地崩壊対策事業も前年度に引き続き実施しました。そのほか地籍調査事業を親田地区、黒淵地区及び平地区を中心に実施し、進捗率が32.0%となりました。

道の駅では、急速充電器を設置したほか、県事業により太陽光発電や燃料電池、蓄電池が設置され、災害時に活用できるように整備されました。

教育委員会では、平成27年度から始まる子ども・子育て新制度に向けて、東白川村子ども・子育て支援事業計画を策定しました。事務局内に指導主事を配置し、主に学校に対し、専門的な見識から指導支援が行えるようになりました。また、子供の安全対策として、保育園、小学校、中学校に防犯監視カメラを設置しました。

地域医療センターでは、高齢者や障害者等対策事業及び各種健診事業を行ったほか、白川町に建設された地域密着型サテライト施設の負担金として2,000万円を支出しました。また、将来の福祉医療等施設整備に備えて基金の積み増しを行いました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体、並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげであり、深く感謝する次第でございます。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ決算説明といたします。

平成27年9月10日、東白川村長。以上でございます。

○議長（服田順次君）

参事 松岡安幸君。

○参事（松岡安幸君）

それでは、別冊の平成26年度東白川村決算書というものをお開きいただきたいと思います。

これの2ページでございます。

平成26年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入、1款村税、予算現額1億9,801万円、調定額2億1,458万277円、収入済額2億250万1,087

円、不納欠損額90万3,563円、収入未済額1,117万5,627円、予算現額と収入済額との比較が449万1,087円でございます。

以下につきましては、款のみで収入済みの額を御説明いたします。

2 款の地方譲与税、2,620万8,000円。

3 款利子割交付金42万8,000円。

4 款配当割交付金130万6,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金63万6,000円。

6 款地方消費税交付金2,896万6,000円。

7 款自動車取得税交付金307万1,000円。

8 款地方特例交付金59万7,000円。

次ページへお願いします。9 款地方交付税13億6,832万円。

11 款分担金及び負担金1,290万3,798円。

12 款使用料及び手数料6,878万3,506円。

13 款国庫支出金 1 億6,231万9,251円。

14 款県支出金 2 億3,749万9,072円。

15 款財産収入1,783万3,784円。

次ページの 6 ページでございます。16 款寄附金425万円。

17 款繰入金300万円。

18 款繰越金 5 億495万7,959円。

19 款諸収入4,031万7,133円。

20 款村債 3 億1,420万円。

歳入合計で、予算現額が28億1,686万5,000円、調定額が30億4,898万1,580円、収入済額29億9,809万7,590円、不納欠損額90万3,563円、収入未済額が4,998万427円、予算との比較が 1 億8,123万2,590円でございます。

次に、8 ページが歳出になります。

ここにつきましても支出済額のみを朗読させていただきます。

1 款議会費3,530万2,653円。

2 款総務費 6 億8,163万9,991円。

3 款民生費 4 億6,262万2,952円。

4 款衛生費 3 億3,804万8,907円。

6 款農林水産業費 2 億3,759万9,619円。

7 款商工費8,062万5,471円。

8 款土木費 2 億2,844万7,648円。

9 款消防費 1 億8,388万4,743円。

次の10ページ、10 款教育費 1 億4,883万3,538円。

11款災害復旧費2,178万5,887円。

12款公債費 2億9,820万6,258円。

14款予備費、ゼロでございます。

歳出の合計額が、予算現額28億1,686万5,000円、支出済額が27億1,699万7,667円、翌年度繰越額4,789万6,000円、不用額5,197万1,333円、予算との比較が9,986万7,333円でございます。

それから10ページの欄外に、歳入歳出差引残額 2億8,109万9,923円。この額が27年度への繰越金になります。そのうち基金繰入額がゼロでございます。

平成27年9月10日提出、東白川村長。

12ページが事務の手続の流れになります。

8月4日に会計管理者から村長のほうへ提出がされまして、8月18日に村長から監査委員のほうに審査に付されました。8月19日に監査の承認もいただいております。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款国民健康保険税、収入済額6,219万8,011円。

2款使用料及び手数料 2万1,900円。

3款国庫支出金9,346万6,902円。

4款療養給付費交付金365万8,000円。

5款前期高齢者交付金8,580万1,208円。

6款県支出金1,656万3,615円。

7款共同事業交付金4,745万9,685円。

8款財産収入3,091円。

9款繰入金7,386万946円。

次が、10款繰越金4,359万7,682円。

11款諸収入42万3,418円。

歳入の合計で、予算現額が 3億9,908万7,000円、調定額が 4億4,410万6,539円、収入済額 4億2,705万4,458円、不納欠損額が569万7,699円、収入未済額が1,135万4,382円、予算との比較が2,796万7,458円でございます。

次に、18ページが歳出でございます。

1款総務費、支出済額が1,203万3,491円。

2款保険給付費 2億5,567万4,700円。

3款後期高齢者支援金等3,785万779円。

4款前期高齢者納付金等 2万8,197円。

5款老人保健拠出金2,002円。

6款介護納付金1,956万2,459円。

7款共同事業拠出金3,277万2,011円。

8 款保健事業費278万8,995円。

9 款基金積立金 1 万円。

10 款諸支出金1,582万6,425円。

11 款予備費はゼロでございます。

歳出合計で、予算現額 3 億9,908万7,000円、支出済額 3 億7,654万9,059円、翌年度繰り越し、ゼロ、不用額が2,253万7,941円、予算との比較が2,253万7,941円でございます。

欄外の歳入歳出差引残額5,050万5,399円が次年度への繰り越し。

平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

22ページは、先ほどと同じですので省略をさせていただきます。

次に、24ページをお願いします。

平成26年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1 款保険料、収入済額3,505万8,100円。

2 款使用料及び手数料、ゼロ。

3 款国庫支出金8,188万5,165円。

4 款支払基金交付金8,301万4,420円。

5 款県支出金4,109万3,922円。

6 款繰入金6,494万8,000円。

7 款繰越金1,157万7,230円。

8 款諸収入36万6,900円。

26ページの10款財産収入4,655円でございます。

歳入合計が、予算現額 3 億1,796万4,000円、調定額が 3 億1,800万8,892円、収入済額が 3 億1,794万8,392円でございます。不納欠損額はなし、収入未済額が 6 万500円、予算との比較がマイナス 1 万5,608円でございます。

次に28ページ、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額1,152万4,786円。

2 款保険給付費 2 億7,537万2,902円。

4 款基金積立金298万円。

5 款地域支援事業費271万7,745円。

6 款公債費、ゼロ。

7 款諸支出金141万1,723円。

8 款予備費、ゼロでございます。

30ページへ行っていただきまして、歳出合計が、予算現額 3 億1,796万4,000円、支出済額が 2 億9,400万7,156円、繰越額、ゼロ、不用額が2,395万6,844円、予算との比較が2,395万6,844円。

歳入歳出差引残額が2,394万1,236円。

平成27年 9 月10日提出、東白川村長。

32ページも省略をさせていただきます。

34ページをお願いします。

平成26年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額4,908万4,405円。

2款繰入金1億350万円。

3款繰越金735万1,736円。

4款財産収入1,476円。

6款村債6,580万円。

7款国庫支出金3,266万6,000円。

歳入合計が、予算現額2億5,506万4,000円、調定額が2億5,855万4,177円、収入済額2億5,840万3,617円、不納欠損額、ゼロ、収入未済額が15万560円、予算との比較が333万9,617円でございます。

36ページが歳出でございます。

1款総務費、支出済額1,256万4,981円。

2款簡易水道事業費9,855万6,670円。

3款施設維持管理費2,774万7,110円。

4款公債費1億1,027万5,273円。

5款予備費、ゼロ。

歳出合計、予算現額が2億5,506万4,000円、支出済額2億4,914万4,034円、繰越額、ゼロ、不納額が591万9,966円、それから予算との比較が591万9,966円でございます。

歳入歳出差引残額が925万9,583円。

平成27年9月10日提出、東白川村長。

38ページ、同じく省略をさせていただきます。

40ページ、平成26年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款使用料及び手数料、収入済額722万7,960円。

2款繰入金1,442万8,000円。

3款繰越金169万1,324円。

4款財産収入120円。

歳入合計が、予算現額2,274万8,000円、調定額2,334万7,404円、収入済額2,334万7,404円、不納欠損、ゼロ、収入未済額がゼロ、予算との比較が59万9,404円でございます。

42ページが歳出でございます。

1款総務費、支出済額が767万7,627円。

2款施設維持管理費480万1,606円。

3款公債費926万1,514円。

4款予備費、ゼロ。

歳出合計が、予算現額2,274万8,000円、支出済額が2,174万747円、繰越がゼロ、不用額が100万7,253円、予算との比較が100万7,253円でございます。

歳入歳出差引残額、160万6,657円。

平成27年9月10日提出、東白川村長。

44ページは、同じく省略させていただきます。

46ページ、平成26年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款診療収入、収入済額1億5,574万5,711円。

2款使用料及び手数料155万8,730円。

3款県支出金159万3,000円。

4款財産収入1,251円。

5款繰入金7,965万5,000円。

6款繰越金6,021万8,758円。

7款諸収入503万3,542円。

8款寄附金96万円。

9款国庫支出金91万8,000円。

歳入の合計が2億7,868万4,000円、調定額が3億590万5,888円、収入済額3億568万3,992円、不納欠損、ゼロ、収入未済額が22万1,896円、予算との比較が2,699万9,992円でございます。

次に50ページ、歳出。

1款総務費、支出済額が2,699万4,954円。

2款医業費2億1,650万6,053円。

3款基金積立金96万円。

4款公債費1,138万232円。

5款予備費、ゼロ。

歳出の合計が、予算現額2億7,868万4,000円、支出済額が2億5,584万1,239円、翌年度繰り越し、ゼロ、不用額が2,284万2,761円、予算との比較が2,284万2,761円。

歳入歳出差引残額4,984万2,753円。

平成27年9月10日提出、東白川村長。

52ページは省略させていただきます。

54ページ、平成26年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、収入済額1,741万5,000円。

2款使用料及び手数料、ゼロ。

3款後期高齢者医療広域連合支出金19万5,980円。

4款繰入金1,731万207円。

6款繰越金273万4,214円。

歳入の合計、予算現額が3,546万2,000円、調定額3,770万5,501円、収入済額3,765万5,401円、不

納欠損額がゼロ、収入未済額が5万100円、予算との比較219万3,401円。

56ページが歳出になります。

1 款総務費、支出済額85万6,086円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,293万9,907円。

3 款保健事業費22万2,584円。

4 款諸支出金、ゼロ。

5 款予備費、ゼロ。

歳出の合計、予算現額3,546万2,000円、支出済額3,401万8,577円、繰越額、ゼロ、不用額が144万3,423円、予算との比較が144万3,423円でございます。

歳入歳出差引残額363万6,824円。

平成27年9月10日提出、東白川村長。

58ページは省略させていただきます。以上です。

○議長（服田順次君）

本件につき、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成26年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成27年9月10日提出、東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。東白川村長 今井俊郎様。

別紙で決算審査意見書を上げておりますので、それを朗読させていただきます。

平成26年度決算審査意見書。

第1．審査の対象 平成26年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2．審査の時期 平成27年8月18日、19日の2日間。

第3．審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査の結果を参考とし、1．決算計数の正確性、2．収入支出の合法性、3．予算執行の適確性等の確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4．審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1．決算の概要。

(1) 決算規模。平成26年度の各会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額43億6,819万854円、歳出決算総額39億4,829万8,479円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入29億9,809万7,590円、歳出27億1,699万7,667円、差引残高2億8,109万9,923円。特別会計、歳入13億7,009万3,264円、歳出12億3,130万812円、差引残高1億3,879万2,452円。合計、歳入43億6,819万854円、歳出39億4,829万8,479円。差引残高4億1,989万2,375円。

次に、会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、各会計の歳入総額、26年度、43億6,819万854円、25年度、43億4,766万1,633円、増減額2,052万9,221円。各会計歳出総額、26年度、39億4,829万8,479円、25年度、35億1,553万2,730円、増減額4億3,276万5,749円。差引増減、26年度、4億1,989万2,375円、25年度が8億3,212万8,903円、増減額4億1,223万6,528円の減でございます。

(2) 決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況、一般会計、形式収支2億8,109万9,923円、翌年度へ繰り越すべき財源1,185万円、実質収支2億6,924万9,923円、単年度収支4億3,561万5,036円の減でございます。国民健康保険特別会計、形式収支5,050万5,399円、実質収支5,050万5,399円、単年度収支690万7,717円。介護保険特別会計、形式収支2,394万1,236円、実質収支2,394万1,236円、単年度収支1,236万4,006円。簡易水道特別会計、形式収支925万9,583円、実質収支925万9,583円、単年度収支190万7,847円。下水道特別会計、形式収支160万6,657円、実質収支160万6,657円、単年度収支8万4,667円の減。国保診療所特別会計、形式収支4,984万2,753円、実質収支4,984万2,753円、単年度収支1,037万6,005円の減でございます。後期高齢者医療特別会計、形式収支363万6,824円、実質収支363万6,824円、単年度収支90万2,610円でございます。

合計は省略をさせていただきます、一般会計及び特別会計を合わせた決算総額は、次のとおりであります。

形式収支4億1,989万2,375円の黒字。実質収支4億8,042万2,375円の黒字。単年度収支4億2,399万3,528円の赤字。

(3) むすび。以上が当該年度の決算状況の概要であります。

平成26年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり前年度と比較して4億3,562万円少ない2億6,925万円となっていますが、これは例年、次年度の繰越財源となる繰越金の一部4億200万円を財政調整基金に積み立てされたことによるものです。また、単年度収支が約4億3,000万円赤字となっていますが、財政調整基金の積み立てを考慮すると実質赤字は3,362万円となっています。一般会計歳出の不用額は5,197万円あります。扶助費など予算要求時において見積もり困難なものもありますが、限られた財源であるので、例年と同じでなく見積もりには慎重を期されることを要望します。

本年度も、社会福祉医療施設等整備基金が3,000万円積み立てられました。高齢化社会を迎え、介護を要する村民も多くなることが予想されます。施設の整備は多額の費用が必要と思われます。特養、老健、グループホームなどさまざまな施設があると思われますが、しっかりニーズを把握し、

以前実施された国民健康保険診療所経営コンサルなどの結果を踏まえ、高齢者が安心して老後を過ごせる施設を望みます。

実質公債費比率は、数年前から健全化が図られているところですが、本年度の比率は10.7%で、昨年と比較して0.2ポイント改善しています。また、将来負担比率は、前年度は9.1%でありましたが、主に財政調整基金額が12億300万円となったことにより、今年度はゼロとさらに健全化が図られております。

一方、村民が負担すべき費用のうち年度内に納められなかった額は、一般会計・特別会計を合わせて2,647万円あります。昨年と比較すると717万円減少しており、徴収に努力されていることを評価します。

各会計ごとの滞納額は下記のとおりであります。

一般会計、26年度1,463万4,427円、25年度1,604万4,485円、141万58円減となっております。国民健康保険特別会計、26年度1,135万4,382円、25年度1,716万2,742円、580万8,360円の減となっております。介護保険特別会計、26年度6万500円、25年度がゼロ、比較増減6万500円。簡易水道特別会計、26年度15万560円、25年度13万3,480円、比較増減1万7,080円。下水道特別会計はゼロでございます。国保診療所特別会計、26年度22万1,896円、25年度30万5,109円、比較増減8万3,213円の減となっております。後期高齢者医療特別会計、26年度5万100円、25年度、ゼロ、比較増減5万100円。計でございますけれども、26年度2,647万1,865円、平成25年度3,364万5,816円、717万3,951円の減となっております。

また、当年度中に村税、国民健康保険税で660万の不納欠損処分がされています。その理由は、時効消滅などやむを得ないものと思います。法に照らし合わせ適切な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように、今後一層の努力をお願いします。

26年度の決算審査で、次のことを依頼しました。

村の基幹作物であるお茶が低迷し、茶業安定化基金が設置されています。この基金は6年間で積み立てが完了するように計画されていますが、既に基金の取り崩しが行われており、今後、基金の運用には慎重を期されるよう指導が必要と思われます。

既に27年度も上半期が終わろうとしています。26年度の検証も加え、27年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、決算審査意見とします。

以下でございますけれども、一般会計、特別会計の前年度との比較、歳入歳出の構成の状況を記載しておりますが、朗読は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。明日11日は全員協議会開催のため、12日から14日までは議案調査のため、休会と

したいと思いますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、11日は全員協議会開催のため、12日から14日は議案調査のため、休会とすることに決定をいたしました。

明日11日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また15日の本会議は午前9時30分から会議を開きますのでお願いします。

それでは、本日はこれで延会します。

午後5時00分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員